

401

461

大島 豊著

論理學ノ一ト



東京 小島書店



始



特 231  
719



論理學ノ一ト

豊著



小島書店

論理學ノ一ト

目次

緒論

第一章	基礎科学としての論理学	一
第二章	知識と科学	五
一	知識と思考	五
二	科学と知識	六
三	科学	七
第三章	思考の法則	八
一	推論	八
二	思考の法則	九
第四章	形式と資料	一
第五章	論理学の発達	三

第六章	論理学と他の科学との関係	一六
一	心理学と論理学との関係	一六
二	倫理学と論理学との関係	一七
三	認識論と論理学	一七
四	現象学と論理学	一九
第七章	論理学の区分	二〇

原 理 論

第一章	思考の原理	二一
第一	同一律	二一
第二	矛盾律	二二
第三	排中律（不容両律）	二五
第四	充足理由の原理	二八
一	自然齊一律	三一
二	因果律	三三
		三四

第二章	思考の本質	三五
第一	思想活動の要素	三八
一	概念作用	三八
二	判断作用	三九
三	推理作用	四〇
二	思想と言語	四一
一	名 辞	四二
二	命 題	四二
三	論 式	四三

第三章	概 念	四四
第一節	概念の意義	四四
第二節	概念の本質	四六
第三節	概念の内包と外延	四九
第四節	概念の種類	五五
一	純粹概念と経験概念	五五

二	抽象概念と具体概念	五六
三	單純概念と複合概念	五八
四	單純概念と普通概念	五八
五	個別概念と集合概念	五八
六	反對概念と矛盾概念	五九
七	肯定概念と否定概念	五九
八	消極的概念と積極的概念	五九
九	相對概念と絶對概念	六〇
第五節	概念相互の關係	六〇
一	同一と差異	六〇
二	上位、下位及び對位	六一
三	類と種	六一
四	個別と集合	六一
五	離接と交錯	六三
六	反對と矛盾	六三

七	非離と相對	六四
八	制約と被制約	六六

第四章 判 断

第一節 判断の本質

一	判 断	六八
二	判断と文章	七〇
三	判断と事態	七一
四	命題とその要素	七二
五	判断の本質的要素	七四
第二節	判断の種類	七五
第三節	概念の周延	八二
一	周延・不周延	八二
二	四種の判断に於ける周延・不周延と外延上の關係	八四

第五章 推 理

第一節 推理の意義及種類

- 一 推理總論 ..... 九五
- 二 推理の意義及種類 ..... 九八
- 第二節 直接推理 ..... 一〇一
  - 第一 直接推理の意義及種類 ..... 一〇一
  - 第二 判断の変形による直接推理 ..... 一〇二
    - 一 換質法 ..... 一〇三
    - 二 换位法 ..... 一〇四
    - 三 換質换位法 ..... 一〇六
  - 第三 對當関係による直接推理 ..... 一〇七
    - 一 反對對當 ..... 一〇八
    - 二 小反對對當 ..... 一〇九
    - 三 大小對當 ..... 一一〇
    - 四 矛盾對當 ..... 一一一
- 第三節 間接推理 ..... 一一三
  - 第一 間接推理の意義及種類 ..... 一一三

- 一 間接推理の意義 ..... 一一三
- 二 間接推理の種類 ..... 一一五
- 第二 演繹推理 ..... 一一七
  - 一 定言的三段論法 ..... 一一七
    - (一) 定言的三段論法の原理及規則 ..... 一一七
    - (二) 定言的三段論法の格と式 ..... 一三一
  - 二 假言的三段論法 ..... 一五〇
    - 一 假言判断 ..... 一五〇
    - 二 假言判断の法則 ..... 一五一
    - 三 假言的三段論法 ..... 一五三
    - 四 混合假言的三段論法 ..... 一五五
    - 五 純粹假言的三段論法 ..... 一五六
    - 六 假言的推論式の定言的改造 ..... 一五七
  - 三 送言的三段論法 ..... 一六〇
    - 一 送言判断の性質 ..... 一六〇

# 論理學ノ一ト

## 緒論

### 第一章 基礎科學としての論理學

論理學は最も全般的且つ抽象的の科學であり、一般に推論の「形式」に主として關係してゐるので、經驗的含蓄を僅かに有するに過ぎない。論理學をば「秩序の科學」或ひは「組織體條の分析」と同一視する最近の傾向は、同様の見解を示すものである。

然らば推論に本質的ふものは何かと云ふに、「推理」である。推理とは、既に論證され或ひは自明となつたことから、必然的に誘導されるに信ぜられるものへ達する為めの過程である。斯くして一般に、「論理學とは推理方法の科學なり」と稱され得るのである。

人は如何に道具を使用するかと云ふことを知つてゐるので、合理的動物であ

## 方法論

二、 逆言的三段論法の法則	一六四
三、 逆言的三段論法の種類	一六五
四、 雙肢的三段論法（両刀論法）	一六六
一、 雙肢的三段論法	一六六
二、 雙肢的三段論法の法則	一六七
三、 雙肢的三段論法の種類	一六七
四、 両刀論法の誤謬の例	一七〇
五、 省略的及複合的三段論法	一七一
第三、 類比推理	一八〇
第四、 歸納推理	一八二
一、 歸納推理の性質	一八二
二、 完全歸納推理と不完全歸納推理	一八五
三、 歸納推理の論式及原理	一八六
方法論	一九一

（以上）

二  
り、合理的動物であるが故に論理的動物である。道具は、目的を果たす手段として用ひられるところの媒介物である。言語は思惟の主要媒介と務めるものであるから、これも亦、道具である。

言語と思惟とは共に道具として起原し、生物學的生存（即ち道者生存）の目的の爲めに用ひられたる手段であつた。然るに今や幸にも、思惟はその功利的目的から必要に應じて分離するに到り、思惟そのものが目的となつた。言語の場合も同様であつて、例へば詩や劇に於ける場合の如く、言語そのものが美的目的に役立つやうになつたのである。

推理と知識との間には甚だ密接な關係があつて、若し我々の推論する結果が本當であることが知られるなら、我々は知識を有すと言ふ、知識とは、これに依つて人が環境に自己適應させる手段であるのみならず、人生に起る必要及び目的に適するやうに環境を作り替へる爲めの道具である。人と環境との間に起るこのやり取りの過程に依つて人の本性が変化させられるので、人生が新しい基準へ齎らされるのである。

知識と云ふ術語は勿論未だ漠然たるものであるけれども、ここでは次の二種

の知識を指摘すれば充分であると思ふ。

一、自我の知識。二、外界に關する知識、而して我々が自己の本性に就いて知ることの出来た知識よりも、外界に就いての知識の方をより多く獲得したことは疑ふ筈もない。この点に就いて一言述べておかなければならない。

我々自身に關する知識の缺乏、即ち人の心の本性に關する知識の缺乏は、現在我々が用ひてゐる推理の方法が究極的且つ絶對的なりや否や、或ひは他日他の推理の方法に取り替へられるや否や等に就いて確かでないこと云ふ事實に依つて示されてゐる。ベルクソン其他の多くの思想家達は、理性の他に、「直観」と稱するものをば知識へ到達する手段として擧げてゐる。併し、理性には限度があると言張する如何なる説に對しても、我々は次の奥を指摘して答へることが出来る。即ち、若し直観に依つて知識に到達する方法がありせば、且つこの過程が正當なりせば、この推論の方法も亦、論理研究の資料対象になること云ふことである。けれどもこれは、論理學が最も根本的の科序であると云ふ我々の聲明を反復することに過ぎないのである。

論理學が如何なる他の科序よりも根本的であると云ふ主張は、次の推定事項



に依つて確實にされると思ふ

(一) 如何なる科学でも理性を用ひる限り、これは論理学の原理及びその法則を引継ぐものである。従つて論理を用ひるところの種々ある科学よりも、論理学が遙かに根本的なる任務をもつてゐると主張することは出来る。

(二) 科学は感官知覚に信頼することと眞実なり、と認められてゐる。換言すれば心(即ち認識主体)から独立的なものと推定されたる事実(対象)の世界の存在を包含する規矩をば、科学が明白に度容れてゐるのである。

(三) 科学は、我々が「概念」(例へば數)と稱するものと、外界の客觀的實在との一致に対応する規矩を假定してゐる。これは、數が凡ての科学に用ひられてゐるけれども、例へば數の概念的空間と物理学の対象との關係を究見しようとする時に、我々は複雑な問題に直面すると云ふ事實に依つて説明される。畢竟するに、時間及び空間の問題、概念的領域と物理的領域との關係の問題等が、アインシュタインの相対性理論の出現以來、緊要の問題として學術研究の第一線に現はれた。最近の科学研究に於いて、特に物理学研究に於いて、著しく形而上學的傾向をもつに到つたが、これは科学者達に、科学的基礎を構成

してゐる論理的假定及び認識論的假定に就いて研究する必要を感ずるやうになりつゝ、あることを證するものである。以上述べたことを摘要すれば、推理方法に就いての基礎科学としての論理学は、人をして知識を獲得出来るものにしてくれるところの究極法則或は規矩に關する研究である。この知識は普通、言語の連鎖に依つて達し易いものであるので、言語が常套の道具として現はれて来るのである。

## 第二章 知識と科學

### 一、知識と思考

知識は思考すること(ヒ)に依つて成るものである。一の事實と他の事實とを關係づけてそれが眞に何を意味するかを明かすのねばならぬものであるから、思考は事實における經驗内容の關係を明確ならしめるものである。單に「火事だ」と叫ぶ人々の声を聞いても、すぐさまそれのみを火事があるといふ事を眞なりとすることは出来ない。「火事だ」といふ叫びは一つの事實には相違ない

が、吾人の思考の結果として得たところのものでふいかり、眞の知識とは言へないのである。火事だといふ叫びとき、警鐘を耳にし、自動車ホンの疾走する響音をき、煙の上のを見て、之を関係づけることに依つて、はじめて火事なることの眞であることを知るのである。かくの如く複雑なる事実を明確に知らんとするには、是非共、思考作用にまたねばならぬ。又、極めて単純なる感覺知識に於てすら、思考作用の働きを認めるのである。故に知識は單に孤立せるところの個々の事実を指していふのではなくして、事実の依存せる内容の辨別についていふのであり、この辨別関係を以て正確ならしめんがためには思考作用によらなくてはならない。

### 二、科学と知識

知識には直接的知識と間接的知識とがある。直接的知識とは知覚したる事実についで、直接に得たる知識のことであり、間接的知識とは直接的知識に基づいて更に思考活動によつて得た知識の謂である。直接的知識は最層の意味で知識といふことは出来ない、單に個々の事実に限られたものであるから、之を初步的知識といふ。個々の事実と連絡し、反省的に比較して、始めて完全なる知

識を得るのである。謂はゆる正しい知識、完全な知識を得る経路は二途ある。それは直接に之を事実に徴するか、乃至は因由すべき理由を闡明ならしむるかにある。前者は思考の内容を検するもので、その内容の性質によつて諸種の科学に分れる。後者はその理由を導出する根拠となる事実を吟味して、その根拠と立言との関係を吟味することである。

### 三、科学

科学とは一類の事物に関する知識を概括して、該類の事物全般に関する法則を立てるものである。学には広狭の二種がある。広義の学とは、合理的知識の一切をいふものにして、広く學問、學術といふことであり、狭義の学とは科学といふことである。科学は経験の一切を材料として、理知を機官として、広義の歸納法を方法として獲得せる部分としての経験に属する特殊の原理の學で、説明科学と法則科学とがある。説明科学とは自然の法則を攻究するものにして、自然の状態に於て事物が如何に変化活動するか法則を発見せんとするものであつて、法則科学とは當然の法則を論究せんとするもので、一定の規範に達せんがために事物が如何に変化活動すべきかの法則を論究せんとするものである。

この意味に於て、論理学は眞を標準として、之に違せんがために従ふべき法則を攻究するものであるから、

論理学は、思考の形式及法則を研究して、正しい知識を得る爲めに守るべき規範を立てる科学である。と定義してよい。

以上によつて科学の具備すべき條件は、

第一、概括せられたる知識であるべきこと。

第二、系統ある知識たるべきこと。

第三、確實なる知識であるべきこと、等である。

### 第三章 思考の法則

#### 一、推論

推論とは心の作用である。心の作用には知覚、認識、記憶、聯想、注意、等がある。然るに推論はこれらの心的作用と異なる点がある。即ち比較がこれである。知覚や認識の場合には、心の作用が知覚し認識せんとする對象のみに限ら

れ、それ以外のものと比較するの要がふい。然るに推論とは、同時に心の中に現はれたる二個又は二個以上の事物の間に成立する何等かの關係を意識することである。この關係とは、比較を意味する。

#### 二、思考の法則

凡そ宇宙間の現象、千態萬化して極るところなきが如しといふも、之を仔細に攻究するときは、その間に必ず一定の法則の存在することを知る。されば吾人が思考をなすに當つては、必ず遵守すべき法則が存在する。

而して法則には、存在の法則又は自然界の法則と稱するものと、規範の法則又は思考の法則とがある。自然界の法則とは、事物の活動変化が一定の秩序に従ふことを認め、同一なる事情原因の下には同一なる活動変化の起ることを指して言へるものである。即ち自ら然る所以の法則を研究するものと、自然科学に於て研究するところの法則は皆、此の種のものである。存在の法則の中にも經驗的事実を基礎とする經驗的法則と、先天的根柢の上に立つところの數理の法則とがある。

思考の法則は、古今東西に通じて異なるところなき点からいへば、自然界の

法則は同じく、その活動変化が一定の秩序に従ふといふ英からいへば、自ら然る所以の法則を有するとは言へ、尚ほ存在の法則とは趣を異にしてゐるものもある。或る一定の目的又は標準に達せんがために當然守らねばならぬ法則である。

一般に思考の法則は論理學を待つて、初めて生起したものである。思考は精神活動の一として自らその依るところの條件又は法則を有するのである。併し、外界の自然現象と同じく一定の秩序によつて一定の活動変化をよぶが如くに思考活動を探究し、自然のまゝある活動変化の因果關係についていふのであるから、之は思考の自然的法則である。而して之は心理學の研究範圍である。思考活動も精神活動の一部として意識作用であるから、心理學的の分析解明を要することは明らかである。心理學的思考のまゝに放任する時は、真正なる知識を確実に認識することは出来ない。

論理學的思考にありては、思考活動の正確を目的とし、自然的法則を基礎とし、正確なる知識に到達するに備つてなすべき思考の表現たる形式を反復し、而して後、得たる規範である。故に之を思考の規範的法則といふ。

併し、當然の法則とは、任意に設定せられたる規律とはなくして、必ず自然の法則を基礎として之に依つて論定せるものでなくてはならぬ。此の点と、思考の法則が権力の命令としての法律上の法則と相違してゐる。

#### 第四章 形式と資料

一切の事物は、何れも形式と内容又は資料とから成るものである。形式を離れて資料のみ存することなく、資料を離れて形式のみ存するといふことは無い。従つて實際上に於て、純粹形式といふものを見ることは出来ない。

茲に金屬をもつてつくつた數箇の圓球あるとすれば、その形式から言へば、何れも同一の圓形であるが、その資料としては金なるあり、銀なるあり、銅なるものがある。又、銅をもつてつくつた數箇の物体があるとすれば、之は資料としてはいづれも同一の銅であるが、その形式としては圓形なるものもあれば、四角なるもあり、三角なるものもあるであらう。しかし如何なる場合に於ても、形式と資料とは分離すべからざる關係にある。

併し形式と資料とを抽象的にみれば、形式とは資料を交するも同一なることを得べく、資料とは形式を変ずるも同一なることを得べきものである。といふことが出来る。

思考の対象たる内容は極めて千差萬様であり、思考の形式は内容の關係を明確ならしむる活動方法を表示するものである。千差萬様なる資料に對して、それぞれ特殊な思考について攻究することは到底、論理学のよくするところではない。そこで論理的思考に於ては、これが目的に達せんがための一定の規律を遵守するものであるから、自らその活動方法には普遍的形式が存するのである。この普遍的形式をもつて個々の思考について檢察するのである。これ論理学を普遍的形式的科學なりといふ所以である。

資料の正確ならんがためには、形式上にも正確をふければならない。或る資料に思考の正確なる形式を應用せるときは、之を形式上、正確なりといふことは出来るが、必ずしも直ちに資料上にもまた常に然りといふことは出来ない。即ち或る眞なりと豫料する資料からして正確に思考せる結果が資料上、偽であるときは、それを以てさきに豫料せる資料の偽であることに歸するのが當然である。

ある。

要するに、論理学は此の形式について當然の法則を攻究するものにして、資料の如何は論理学の關與するところではない。論理学は思考の方法及び種類を攻究し、正に遵守すべき形式を明かにするものである。

### 第五章 論理学の發達

東洋に於ける論理学の發達は印度の因明に究してゐる。因明は巨目論師の創説にかゝり、後に陳那が之を改良し、陳那の弟子天主が是を補うて大成した。而して陳那以前の因明は是を古因明といひ、以後のものを新因明といふ。因明は佛敎内にて用ひられる語にして、因は論理学の媒概念に當り、明は學の意なれば、因明とは媒概念に關する學の意である。因明の形式に於ては、必ず斷案を先にして前提を後にするから、純粹の推論ではなくして論證である。故に因明は一種の方法論的論理学であると稱してよい。

西洋に於て論理学を始めて組織的に説いたのは希臘のアリストテレスである。

アリストテレス以前にもエレア学派のツエノーンは概念を分析して其の眞偽を論証する方法によつて、雑多と運動の二概念の存在せぬことを論證したのが、論理学の第一歩であつた。ソフィストは、自己の主張をもつて巧みに他人を説服せしめ、他人の訛説を論破せんがために辨証法を盛んに研究した。ソクラテスは、眞理の標準の存在を認め、問答法と産婆法とによつて概念の意義を明瞭ならしめんとした。プラトンは、概念の分類法について特殊の見解をもつてゐたが、未だ組織的に辨證法を説くまでには至らなかつた。

論理学を一個の組織的なる學問とした功績はアリストテレスにある。アリストテレスの論理学は範疇論、解釋論、分析論前書、分析論後書、辨證論、說辯論の諸篇を收むるものにして、今日の形式的論理学のうち漢譯的論理学が主なるものである。中世紀のスコラ哲学は、基督敎の教理を希臘哲学から證明せんとして、アリストテレスの形式的論理学、殊にその分析論を盛んに研究したのである。

近世に入りて、自然科学の勃興と自由討究の精神は、アリストテレスの論理学をもつて満足し得ず、もはや形式的なる漢譯推理は既知の知識を証明するの

みにして、新眞理の発見に役立つものではないといふところからして、新らしく自然研究の方法を攻究し案出するやうになつた。英國のフランシス・ベーコンは「新機軸」を著し、科学研究の方法を説いた。ロックはベーコンの思想をとり入れて「人間悟性論」を著し、経験を力説し、一切の知識は感覺と反省とによつて経験から獲得するもので、先天的觀念といふが如きものは存在するものさふいと説いた。第十九世紀に入つて、ジョン・スチュアート・ミルは「論理学系統」を著した。ミルはアリストテレス以来の形式的・漢譯的論理とベーコンの歸納法を一層精細ならしめて、完全なる論理学系統を組織した。カントは普通論理学と先驗論理学とを區別した。普通論理学とは形式的論理学にして、先驗論理学とは認識論のことである。カント以後に於て形式的論理学の発展につとめた者はフリーズ、ヘルバルト、ドロービツシユ等がある。又、カントの先驗論理学の発展につとめたものにシエツペ、ロツツエ、シグワルト、ヴント、プラツドレー、ボーサンケ等がある。

論理学と哲学とを同一視せんとするものにはヘーゲルがある。ヘーゲルは思考の形式と資料とは共に考察せらるべきものにして、認識と實在とを同一視し、

カントの先驗論理學として形而上學たらしめたのである。

## 第六章 論理學と他の科學との關係

### 一、心理學と論理學との關係

心理學は精神現象の凡てを對象とするものであるが、論理學は精神現象の一部を對象とするものである。併し心理現象の思考に關する部分に於ては、互にその範圍を同じうする。等しく思考を研究對象とするとは言へ、その目的及び方法に於ては二者、相違してゐる。心理學に於て精神現象として思考をみる時には、自然の法則によつて起れるものとして、それが如何にして起れるかを攻究する。然るに論理學にありては、かかる思考の中から普遍的必然的なる知識を得んがためには、如何なる形式によらねばならぬか、といふ當然の法則を研究する。要するに心理學に於ては、思考活動が如何にあるかを説くものであるが、論理學は如何に思考すべきかを論ずる。

### 二、倫理學と論理學との關係

倫理學は、心的現象の一部分に關しては論理學と等しく、或る目的に關して當に然るべき當然の法則を明らかならしむることを目的とする点に於て論理學と似てゐる。併し、倫理學の關する心的現象は論理學の關係するものとは同一でない。倫理學は欲望意志について行爲の目的を極め、論理學は判定推理について斷案の確否を正すのである。倫理學は意に關し、論理學は知に關する。併し、心理學が存在の法則を研究する説明科學たるに對して、當然の法則を研究する規範科學たるに於ては、論理學と倫理學とがその軌を一にするものである。

アリストテレスの用語によつて心理學と倫理及論理學を區別すれば、心理學は心的現象の期成原因と、倫理學は人間行爲の結局原因と、論理學は思考の形式原因と研究する學問である。

### 三、認識論と論理學

認識論と論理學は往々混同されてゐるが、レカレ兩者には明白なる差異がある。認識論は認識の本質、其要素及構造、其種類、其究局の充足根據、其方法

及限界を研究するものであり、論理学は、一般に思想を論理的見地から認識しよるとする。論理学と認識学の対象にて最も密接なる關係を有するものは、論理学の取扱ふ思想の一種である判断と、認識論の対象たる認識そのものである。論理学と認識学との差異は判断と認識との差異に關係するものである。認識、殊に学的認識は、判断から成るものである。認識は真なる判断たるのみならず、その真理が明識する、真判断である。真理が確認されぬ限り、認識たることを得ないのである。判断の真理は判断が關係する対象そのもの、実相に判断を照合してみて、はじめて首肯せられるものである。されば認識論的研究は、一面認識の論理的側面たる判断の意味内容及び真理を目的とする点に於て、全然、論理学に依存するものであるが、更に、認識の対象的側面たる対象自体に直面し、それが如何に判断の真理主張をして満足せしむるかといふ点に於て、論理的立場を超越するものである。論理学に於ては思想を取扱ふのである。この場合には判断そのもの、及び問題をとり、判断によつてのささる、限りの対象を眼中に置き、根原的にそれ自身として興へられたる対象に直面するものはなく、單に考へ思はる、限りのものとして対象を問題とするのである。

要するに認識論は認識の論理的側面を取扱ふものである限り、論理学に依存するものであるが、論理学は全然認識論と独立するものである。

#### 四、現象学と論理学

論理学が思想的領域に停止するに對して、現象学はより広大なる領域を有するものである。思想は思想独自の本質を有し、それを対象とする論理学をして独立科学たらしむるとはいふもの、思想はあらゆる意味に於て全然離れ得るものではない。思惟の構成する超現実的内容としてののみ具体的に存するのである。現象学は論理学の如く、思想のみを抽象的に取扱ふものではなくして、思想をも思惟意識全体に於て具体的に直観するのである。現象学に於ては思想領域のみを対象とせずして、思惟主観、思惟作用、思想及思惟せられたるものとして、対象の全体的相肉的一とみるのである。現象学は意識に於て興へられたる限りのものを直観的に記述し、之に説明解釋を興へんとはするところなく、直観され観得せられうる限りの基本の性質を捕捉するのであるから、本質学であり記述学である。



## 第七章 論理學の區分

論理學上の規範的法則は、眞理を目的として思考活動を支配するものであるが、その法則は論理的思考活動がなすところの形式と同時に攻究せらるべきものである。而してこれが攻究の部門は二大別することが出来る。第一は形式を分析し、思考を構成する要素的形式として、個々に論述するものにして、この部門を要素論といふ。第二は之等を關聯的に適用して科学的知識を組織する方法的形式として之を論述するもの之を方法論といふ。由來、科学的組織は許多の直接的又は間接的なる知識を整理して、より一層統一ある形態を組織せらるゝものであるが、これに要する未知の知識を獲得増進することを以て、その目的とする方法的形式を探求的形式といふ。またかくして得られたる既知の知識を秩序整然たる態態たらしむることと目的とするのを統整的形式といふ。

# 原 理 論

## 第一章 思考の原理

論理的思考の原理は、特殊の思考の法則に遡くわたりてその基礎となり、それらをして妥當ならしむる一般的形式のものである。論理的思考の法則たる規範的法則は、單に思考といふ事に存せずして普遍的にして、然も必然的と正確といふ事にあるから、そのうちには常に、かくありざるべからずといふ論理的妥當を含まんでゐる。

自発的な思考は、我れ思考す、を當然包含するところの統一的中心となる思考心意の発現である。これによつて思考心意の統一を保ちて整齊ならしむるの規範的法則の根本をなすものである。これは如何なる心意状態の下に於ても常に、統一を保つべしといふ要求を含むものにして、種々なる心的事象の充たされたるうちにあつて、よくその自己たる所以を逸せぬところにある。

故に吾人の思考を以て正確を保ち過誤矛盾なかりしめんがためには、必ず依存せねばならぬところの原理がある。故に之を缺くときは、真正の思考といふことは出まなぬ。而してこの原理は何人と雖も承認すべき自明の真理にして、他の法則によつて證明することの出来ぬものである。

第一 同一律

思考は種々なる概念内容を比較し、之を相互の關係によつて綜括するものであるから、思考せらるゝものにして変転極まるどころがないならば、その關係は如何にして表示し得ることが出来ようか。思考は個々の概念内容の固定せらるゝことによつて可能である。故に此の原理はすべて事物は己と同一なりとするものにして、

「AはAなり」

「甲は甲なり」

「すべて在るものは在り」

といふ公式をもつて表示するのである。

この原理は、實際上、究竟的事実であると共に、正確なる思考活動の條件であるから、思考活動の過程に於て、その考想はそれぞれその内容の示すところを守り、故なくして之を変ずべからざることとを要求する性質をもつてゐる。この原理を論理上の公理と認めたいのはライヴニツツである。一定の内容は如何なる時・處・位にあつても常に同一に保持せられるといふ理由から、一對象は固定せられて他のものから判別せらるべしとするのである。一對象の概念は其内容に於て、それに相合せる内容との一致を保持すといふことが出来る、かくして同一律はまた概念内容間の一致關係を示すものとなる。この場合には一致律といひ、

「甲は乙なり」

「甲は乙、丙、丁なり」

となるのである。

同一律は一切の肯定的判断の基礎たるものにして二義を含んでゐる。

第一の公式は「人は人なり」。「馬は馬なり」といふので絶対的の同一を示すものである。此の場合には或る内容を有せしめ、又は有するに確定するにせば、

それは一途不変の常態にもつて、自家齊合を保有せんとするものである。即ち觀念内容の同一保持といふことからして、論理的思考は普遍性を表示するものである。

「人は人なり」といふ意味は、「彼は人である、我も人である」といふ場合に、彼と我とは異つてゐるが、人たる概念は同一である。「次郎」は年々生成発達するから、三年前の「次郎」と、今年の「次郎」とは同一ではないが、「次郎」の「次郎」なる所、その本質に於ては同一であることを意味する。

第一圖



絶対的同一は第一図に示すが如くである。

第二の公式に於ては、

「人は生物なり」

「馬は生物なり」

といふので、人ヒ生物との觀念内容の一致を表白し、人は全く唯一の生物ではなく、二箇の概念關係は圖に示すが如く、その所には部分的の同一があるのみであるから、之を相對的同一又は一致といふ。

すべて思考するに際し、此の原理に基づいて、Aは常にAとして之を取扱ふべく、若しBなりとするときは常に之をBなりと保持せねばならぬ。之に對して非Aなるもの即ちAならざるもの、又は非Bなるもの、Bならざるものをいつてかへることは出来ない。

### 第二、矛盾律

此の公式は、

「Aは非Aにあらず」

「すべて事物はAなると同時に非Aなることは能はず」

「すべて事物は在ると同時に非在なること能はず」といふのである。吾人が若し思考するに際し、そのもの「A」なりと思考せば、如何なる場合にも、「A」と定立せしものを、全然同一の意味、同一の關係にて、また「A」なら

すといふことは出来ない。即ちすべての事物は己と矛盾するものと同一なること能はずとするもので、之を矛盾律といふのである。同一の對象について同一の關係上からして、一を肯定し、他を否定するときは、此の兩者は同時に真なることは出来ない。一方を肯定すれば他方を否定せねばならぬ。故にこの原理は「AはBなると同時に非Bなること能はず」といふ公式をもつて表示せられるのである。

相矛盾せる觀念内容は之を一致せしむることの不可能なるを表示するのみならず、かくの如き矛盾を以てする思考活動は遂に自家撞着に陥り、この矛盾律に反する時は、思考は正確なる内容をもつて活動すること能はず、論理的思考の自滅を招くものである。

矛盾律は同一律を他の方面から明らかにせるものである。即ち同一律が同物を同物なりと考ふることを要求せるに對して、矛盾律は、同物を別物なりと考へ、若くは別物を同物なりと考へるのを禁止するものである。

矛盾律の公式に於て「A」は「非A」とを對立せしめれば、「非A」を「A」と異なるものごあるとの意味にして、それらのものの綜合を可能ならざとするも

のではない。單に異なる概念内容の綜合を禁止するものでなく、相矛盾せるものに就いていふのである。例へば生物と非生物とは相矛盾するものにして、互に一致することは出来ない。生物は生物たると同時に非生物なることは出来ない。故に、

「生物は非生物に非ざるなり」となつて、次の如き圖式となるのである。



かくして「A」は「非A」ならざるものとの矛盾を明識し、差別が明確となるのである。かくして觀念内容の識別となり、論理的思考をして自家撞着となることを禁止し、更に普遍的なる特質を消極的に表明するものである。

肯定と否定とは思考に於ける矛盾的活動にして、同時に真なること能はざるを示すものなれば、肯定にして妥當なるときは、否定は妥當ならざして排斥

せらるべきものである。此の場合に於て否定が妥當でないといふこと。『AはBならず』の矛盾は、否定に第二の否定を重ねることによつて表白せられ、肯定となるのである。故に、

『人は非生物にあらず』

『人は生物なり』

となり、『否定の否定は肯定なり』といふ二重否定の原理となるのである。

### 第三、排中律（不容間位律）

排中律は矛盾律から派生し来れるものにして、否定に關する思考の本質より明確ならしめたものである。排中律は同一の思考対象について、同一關係からして何等かの肯定又は否定するか、その一ならざるべからざることを要求するものにして、相矛盾せるものの中にあつて、一方は必ず眞ならざるべからざるものである。故に二箇の矛盾概念の間に第三者の介立するを容れないものである。この公式は、

『AはBなるか非Bなるか、其の一ならざるべからず』

『すべての事物は在か非在か其の一ならざるべからず』

例へば、人は生物なるか非生物なるか、必ずその一ならざるべからざるものである。生物にもあらず、非生物にもあらざる第三者たることは能はぬのである。又、人は學者か、若しくは學者ならぬものである。即ち同一の事物について同一のことは肯定するか否定するかにして、その間には第三者の介在する餘地のないことを表言してゐるのである。人は賢者か愚者であるといふ場合には賢者でもなければ愚者でもない何れにもつかぬ第三者を容るるの餘地あるが如く見られるであらう。併しかかる場合の賢者と愚者とは、BとBならぬものの關係を見ることは出来ない。排中律は賢者と愚者にあらざる者との間に第三者の存在を排斥するものにして、賢者にあらざるものが直ちに愚者なりとはいひ得られないのである。

以上の説明によつて排中律についての大要はわかつたことと思ふが、今一層詳述しておく。

排中律は矛盾律と共に一般に差別の基礎を明らかならしめんとするものである。されば差別の各部分はそれぞれ其の範圍を押し、その中間を容れることがな

いのである。差別の明確なる内容に對するときは、之を定立するか乃至は定立せざるかの一に居らねばならぬ。例へば然れいふことに就いても、然れども言ひ、然からずといふことが出来る。然るに何處以上とすれば、その何れかでないればならぬ。即ち排中律は論理的思考のなすところの表明は常に眞なりとして肯定するか、然らずば、偽として否定するかにあるものである。その差別を明言すること能はずば、その經驗的知識の不完全なるを表明せるものである。故に排中律は、矛盾に對する論理的思考が肯定すると同時に否定するといふ二作用を有してゐる。

思考し得るといふことは、必ず何等かの或る内容に就て思考することと意味する。故に或る内容を肯定するにせば、それと同時にそれと矛盾せる内容に就いて立言する所がなければならぬ。即ちAをAなり（Bならず）とせば、それは非Bならず（非Bなり）とすることである。之に類似せるものには、或る物を縁なりと肯定せば、之に對してそれが赤又は黄であることを否定せることを示す。又、赤ならずとせば、それが黄若くは他の色であることを暗示するものである。AがBなるときそれはC若くはDならずとは、BCD等がAのあり得べ

き一切の場合と盡し、相互の間に相容れない關係をいふのである。

#### 第四 充足理由の原理

充足理由の原理はライブニツツが始めて唱へたもので、思考が正確なる爲めには必ず、それに充分なる理由を伴はざるべからず、といふ要求を表示したものであるから、一切の存在せるものはそれれ充分な理由があつて、存在してゐるといふのである。思考の原理としては、思考が必ず常に充分なる理由を伴つて居らねばならぬといふわけである。

充足理由の原理は、論理的必然性の本質を暗示するものである。各々の考想は何れも一定の他の考想から生起し来るものにして、更に他の一定の考想を結果するものである。されば各々の考想は隙間なき連鎖の一段として互に依存し制約して生起しつゝあるものである。されば空響から、勿焉として生ずるが如きことは決してあり得ない。随つてこの關係を論理的関連といふ。故に充足理由の原理は知識の統整をなすについでその根本をなし、各考想は正確なる基礎の上に立て始めて普遍的たり得るものであるから、思考が確実なる知識獲得と

なすに際しての活動原因は、充足理由の原理に存するものである。

シヨウペンハウエルは充足理由の原理を次の如く四種に分けてゐる。

一、変化に関する充足理由の法則

自然界に行はるゝ変化に充分なる理由があるといふので、その中に物理的、有機的、心理的の理由を區別してゐるが、物理的の理由の法則と見ることは出未る。

二、認識に関する充足理由の法則

認識判断には充分の理由がありとするので論理的理由の法則がある。

三、有に關する充足理由の法則

直観に現はるゝ物の存在の理由に關するもので、数学的の理由の法則である。

四、行為に關する充足理由の法則

人間行為の動機に關するものである。

以上の諸原理は純粹に思考活動の形式に關する原理であるから、知識の形式的要件である。然るに知識統體の要は種々の思考の資料が正確に關聯せしめらるゝことにあるものなれば、知識の統體は其の資料に關しても要求するもので

ある。これを知識の資料的の要件といふ。

論理学は一般に形式的要件の研究をなすものにして、資料的の要件は認識論に屬すべきものとするのである。

資料的の要件には二種ある。即ち自然齊一律と因果律とである。

一、自然齊一律

自然齊一律とは、思考の対象となる自然現象が秩序整然たる統一的狀態の下に生成起伏しつつあると見做す法則である。自然現象が何等の秩序なく混沌たる状態であるならば、到底、知識の成立することは出来ない。自然齊一律に關しては次の二様の見解がある。

(一) 事物事象が其の現に有せる性状と永存するものである。

或る事物事象を一の事物事象として、他と識別し、相互の關係を定立することを得るのは、それらが各々の性状を持して現在を統一し、常にその自らのまに存在するものである。一切の事物事象が如何に変転するとも、思考はその變転のまによつて把握し、内容を識別し、その關係を統整するものである。これ知識の獲得に當つて主張する所以のものであるが、必然的たることを保つ

ことは出来ない。然るに思考が変転極まりなき間にあつて、よく把握し得るものは次の見解に擬換するものである。

(二) 一切の事物事象は同一なる事情を具存せぬ限り常に整齊一様なる生起存在を遂ぐるものである。

自然界の現象は如何に変転すと雖も、其間には自ら然るべき事情の存するものがある。若し同一の事情すら具存するならば常に同様の定相をとるものである。されば自然の齊一は必然的に主張せらるべき原理である。

### 二、因果律

因果律とは、一切の自然現象は必ず原因を有し、原因あれば必ず結果ありと見做す法則である。結果は事物の新状態にして原因に先つて存するものではない。原因は必然的整齊的に結果を生起せしむる事物の一状態であるから、原因と結果との間には一定の連絡がある。連絡的なる事物事象の中に於て、その或る状態の生起を必然的に規定すべき事情あるものを原因といふ。この原因に対して生起せらるるものを結果といふ。原因が既知であるか未知であるかに因せず、因果的関係の下でなければ、自然現象の生起状態について思考することは

出来ない。因果律によつて相互の關係を明瞭するものがあるから、科学的知識は因果律の基礎の上に成立するものである。

併し、自然齊一律と因果律とは兩者相待つてその作用を究るものである。事物事象はその生起状態について種々なる事情の存するものである。されば生起状態の理由を明らかにしようせば、因果律によつてその説明の基礎をその中に求めねばならぬ。然るに一步を進めてそのいづれが真にその生因なるかは、一に自然齊一律の規定するところである。これ兩者相待つてのみ完全な所以である。

## 第二章 思考の本質

思考といふ語は、種々の意味に用ひられてゐる。念を導ぶること、沉思すること、思ひ出すこと、思索すること、疑ふこと、反省すること、顧慮すること等である。而して論理的思考はこれ等の心理的思考の中の狭い一部分である。思考は、記憶や想像の如く寫像するものではなく、その内容相互の關係に



いて裁判するものである。併し概念相互の關係といふ其のみからして、概念聯合と混同することなきを保せねばならぬ。概念聯合は時間について接近して経験せられたる概念、若くは類似の如き關係ある概念の相誘起せるものにして無意的受動的である。然るに思考作用は能動的である。思考作用にありては、まづ経験内容のある部分に注意し、その部分を以て明瞭ならしめ、有意義に比較することによつて異同を辨別し、これが内部的關係を認識し、相互の連結をはかり、更に意義を了解せんとする。されば思考は目的を意識し、選擇作用をなし、諸種の概念を識別し分析し、更に相互に内部的關係を認知し、綜合するところあるから、思考は分析と同時に綜合をなす運動にして、また比較連結の過程である。

思考によつて総括せらるゝところの概念は、主観的なる概念ではない。心理上に於ける概念は絶えず変化し、同一人にも時と境遇によつて種々に異動するものである。然るに論理上の概念は常にその経験の主からはなれて同一に保持せらるるものであるから客観的である。思考の稍々発達するに伴うて、かくかくの他には思考すること能はずといふ

感をも有するものである。これは必然的思考と云ふことが出来るといふことも、尚ほ心理的法則によつて生起するところのものであるから、主観的個人的状態の變動によつて動搖するものである。故に心理的必然性といふ。更に吾人は純粹に思考の對象、又はその内容に原因せる不可動の必然性の存するを見るのである。これを論理的必然性といふ。

論理的必然性には二種ある。一は或る思想の内容又は資料上自ら既に然るべき關係を包有し、直接的確實性を有するものにして、内部的必然性といふ。第二は他の思考の内容が確實なるを嚮想しこの媒助によつて自らも然る所以を表明するものにして、間接的確實性を有するが故に外部的必然性といふ。

論理的思考はしづく客観性と必然性とを有するところからして普遍性を有するといふことが出来る。同様の條件の下には、各人もまたしづく思考せざるを得ない。その思考するところは、各人を通じて齊一なるべきことを主張するのである。論理的思考はかかる性質を要求すべき資質を有するものであるから、正確にして普遍妥當の知識を構成することとをその目的とするものである。

第一、思想活動の要素

思考活動の要素には、概念作用、判断作用、推理作用の三つがある。これらの三作用は別個のものでもなければ、また段階を異にするものでもない。たゞ幾達の相違があるのみのものに過ぎない。他の作用から孤立的に存するといふことはない。これらの作用によつて生ずるものを概念、判断、推理といふ。

一、概念作用

概念作用とは数多の観念について、その性質を比較し抽象して、總括する作用である。例へば桃花、梅花、櫻花に固有なる諸性質を比較し抽象して、桃花にもあらず、櫻花にもあらずる一種の観念たる花といふものを構成するのである。かくして、新に構成せられたる観念を概念といふ。併し概念は單に相異を有する諸個物間の共通性質について抽象せられたるもののみならず、同一事物についても屢々知覚して生ずる諸々の観念の中から、一般的性質を抽象して構成せらるゝものである。例へば論理学書といふも、洋書あり和書あり、洋書にしてモアリストテレス論理学、ベーコン論理学、ミル論理学、カント論理学があり、

和書には大西論理学、紀平論理学、高山論理学、十時論理学、中桐論理学、今福論理学、須藤論理学等がある。これらのアリストテレス、カント、今福、紀平等の性質を除去すれば、こゝに一冊の論理学書といふ概念を構成することが出米、かゝる概念を個体概念といふのである。而して幾多の相異なれる個体について普通の性質を抽象して構成した概念を普通概念といふ。故に概念作用は比較によつて異同を辨別し、抽象によつて同一の美を綜合し、差異の美を除去して、新たに一概念を構成する作用である。

二、判断作用

判断作用とは二個の概念間の関係を認知する作用である。例へば「犬は動物なり」と判断するのは、「犬」といふ概念と「動物」といふ概念とに就いて、その関係を認知するのである。されば判断は概念を規定せしむるものである。概念について何事かを規定するのである。「犬は動物なり」と言へば、「犬」といふ概念について、その「動物なること」を規定する。されば判断は概念を補充せしむるものにして、「犬は動物なり」と云へば、「動物なること」は既に「犬」といふ概念の中に存するものである。故に「犬は動物

物なり」といふ判断を以ては、「犬」の概念は完全に成らぬ。

故に概念といふ時は、既に判断の先におりしことを知り、判断といへば既に概念の先に存せしことを知るのである。

### 三、推理作用

推理作用とは判断相互の関係と立言する作用である。一個乃至は二個以上の判断からして、他の判断に到達する作用である。

例へば「犬は猫に非ず」といふ判断から「猫は犬にあらず」といふ判断を得るのは一の推理である。又「式は猫にあらず」「ボクは犬なり」といふ二判断からして、故に「ボクは猫にあらず」といふ判断を得るのも一つの推理である。故に推理も概念や判断とその作用を異にするものではない。ただ比較する資料を異にしてゐる。

概念は概念相互の関係に就いて、その間の異同を辨明し、判断は概念相互の關係に就いて、その間の異同を辨別し、推理は判断相互の關係に就いての異同を辨別する。

概念・判断・推理の差別は、資料の單複に關係するものにして、その作用は

全然同一であるから、推理は概念作用や判断作用の間に就いて存してゐる。併し資料を異にするものなれば、自ら異なる方法を必要とする。

## 第二、思想と言語

思考の結果を発表するには、記號を用ひなくてはならぬ。この手段は言語である。言語は、何等かの意義内容を有するものである。故に意義なき言語は、言語として存在する能はざるものであるから、思考を他に就いて言語の可能であることと認めらるゝのは少いが、言語なくしては思考する能はずといふかといふ点については議論の存するところである。思考活動が必ずしも言語を要せずとは、その單純なる場合にも言ひ得るのであるが、さりとて言語なくしても思考し得るからして、思考は何等の記號をも要せずとは言ひ得られない。

思考は命名を以て始まるといふのが、一般論理學者の定説である。既に言語を有する社会に成長するものは、事物の意義を認知するよりは、その名目たる言語を待つのである。言語は思考を発表するに至便且つ最も必要な記號である。されば思考は言語に依つて自由に運用せられ、故に活動することを得る

ものごある。故に言語は思考の牙城にして既得の知識を保守するのみならず、更に之が領域必張の基礎をなすものである。茲に於てか、言語をくして完全なる精神生活を營むを得ず、また完全なる社会組織をもつことが出来ぬ。

言語は心慧内に行はれる思考の成果を外部に発表するものである。而して概念の言語的発表を名辞、判断の言語的発表を命題、推理の言語的発表を論式といふ。

一、名 辞

名辞は一箇の概念を代表するものである。文法上に於て名詞と稱するものは必ず單一語にして「人」「犬」「魚」「木」等の如きもののみであるが、論理学上の名辞は必ずしも語の單一であることを要しない。又、許々の語を合して成れるものでもあつても、その代表するところの概念が單一なる時は一名辞とするものである。「馬上に木を運ぶ人」といふのは之を文法学上からすれば一名詞とすることは出来ないが、一箇の概念を代表するものであるから、論理学上にては一箇の名辞となすのである。

二、命 題

命題とは判断を代表するものなれば、二名辞を連結して、其の關係を明にする文章である。一の名辞について他の名辞と連結し、以つて意義ある立言をなすのである。されば一命題は二箇の名辞を有してゐる。かくして立言せらるゝ名辞は之を主辞といひ、立言する名辞は之を賓辞といふ。例へば「馬は動物なり」といへば、一の命題にして「馬」と「動物」とはその中なる二名辞である。而してこの命題は、「馬」についてその「動物」なることを立言せるものにして、馬について立言せらるゝものなるが故に主辞にして、「動物」は以つて立言せるものなれば賓辞である。「牛は馬にあらざれ」といへば、一の命題にして「牛」は主辞にして、「馬」は賓辞である。此の主辞と賓辞とを連結してその關係の如何を示すものを繫辞といふ。「馬は動物なり」といふ命題に於ては、「なり」は繫辞にして、「牛は馬に非ざれ」といふ命題に於ては「非ず」は繫辞である。

三、論 式

論式は論理学の主要なる研究事項にして、其の最も普通なるものは三箇の命題から成り、その最後の命題は他の二命題より推演せらるゝものにして、之を

推論式といふ。

例へば

すべて國政に參與する者は政治家なり。

(第一命題)

此の人は國政に參與する者なり。

(第二命題)

故に此の人は政治家なり。

(第三命題)

の如くである。

### 第三章 概念

#### 第一節 概念の意義

概念とは、多くの判断によつて事物の共通属性が統一せられたるものにして、思考活動をして能動的ならしむるものである。

例へば、甲、乙、丙、丁等の学生と就いて

「甲は修学する」

「乙は修学する」

「丙は修学する」

「丁は修学する」

等の判断からして、「修学する」といふ共通属性を抽象して、「学生」といふ概念を構成するが如きといふ。更に心理的に言ふなら、記憶によつて或る草花を想ひ得べ、想像によつて或る住宅を心中に描出するのは、共に特殊の概念であるが、かかる特殊概念の多数を比較し、辨別して一定の規範標準によつて概念し、統一ある一体たらしめたものを概念といひ、概念を構成する作用を概念作用といふ。されば概念作用は、個別的な知識をして聯絡統一あらしむるものにして、その成果を概念といふ。

概念はその構成過程からいふ時は、判断の成果であるが、構成せられたる概念は判断の要素となるものである。かくて概念は論理的思想の根本要素となるのであるが、概念の中には、ただ一つの事物に關する概念が分析・綜合せられたる結果として得たるものは、単独概念である。概念を發表する言語を名辞といふ。名辞は「馬」「高山」等の如く單語を發表

されることが多いが、時に、種々の修飾語を伴ふことがある。例へば「野に嘶く馬」「大空にそびゆる高山」といふが如くである。又「動く」「未だ」「未だ」等の動詞或は形容詞の形をもつて表はされることもある。これらは「動くこと」「未だ」等の名詞の形で考へられたものであるから、論理學上にいふところの名詞は、文法學上に於ける主語・客語に相應してゐる。

## 第二節 概念の本質

概念は、抽象されたる属性を屏存して、一箇又は數箇の事物を概括的に表示するものである。概念を構成するには、若干の觀念について比較、抽象、概括命名の過程を経なくてはならぬ。

概念は判断の結果として生ずるものである。概念のみならず、知覚の結果として生ずる表象の働きにも、既に判断作用が含まれてゐるのである。概念を構成するためには、要するところの判断は特に原始的判断といふ。かくの如き判断は諸種の表象に就いて、その異同を比較し、辨別する判断である。例を三角形に

取つて言へば、三角形の中には等辺三角形もあれば、二等辺三角形もあり、不等辺三角形もあり、大なるものあれば、小なるものもある。無数の三角形を比較して三つの直線で圍まれてゐるといふ点即ち「三角形は三箇の直線で圍まれる」といふ共通なるものを認め、この共通なる点を注意の焦点として種々の三角形を綜合する時に、三角形でなく概念が生ずるのである。吾人が類數同一經驗を及復する時は、その類似性に注意し、漠然乍ら類似点を認むることによつて經驗的觀念を得るのである。而して意識的に分析綜合を爲す時に、はじめに論理的觀念を得るのである。

各々の觀念について一々異つてゐる点とは看過して、凡てに共通なる点に注意することと抽象作用といふ。抽象とは引き出すことであり、引き離すといふことと。共通なる点のみに注意する時は、諸多の表象に就いてその点のみが引き出されるのである。此の場合には共通でない個々のものに特殊な点は看過せられて捨象せられるのである。之を三角について言へば、等辺とか、二等辺とか、不等辺といふ性質は共通性でなく、各個物に特殊な点であるから看過せられるわけである。

かく現象は、種々異なる表象が一つの概念をつとめるのである。概念を構成する場合に於ける共通せる性質は、概念を形成するに欠くべからざるものであるから、これを本質的屬性といふ。然るに表象せられたるものは、特殊の個体にのみ限られたる性質にして、概念としては偶然なる性質と見るべきものであるから、之を偶有的屬性といふ。之を三角形についていへば等辺、二等辺、不等辺等各種の三角形の中から、共通せる性質を抽象して「三角形は三箇の直線で囲まれる」といふ屬性を得たりとすれば、これは本質的屬性にして、個々の三角形に特有なるところの等辺、二等辺、不等辺はいづれも偶有的屬性である。

本質的屬性の中、その概念にのみ属して他のものには属しないものを特有的屬性といふのである。而して特有的屬性は、概念を区別する標準となるものである。然るに他の概念にも共存するところのものと共通的屬性といふのである。この共通的屬性は概念を比較する基礎となるものである。三角形についてみるに、「不等辺三角形」といふ概念のうち「三箇の直線で囲まれる」は共通的屬性にして、「不等辺」はその特有的屬性である。

概念が言語にて表はされたる時はこれを名辞といふ。概念作用は言語なくして行はれないといふことは誤りであるが、概念は言語を待つてはじめて明瞭に完全になるものである。言語は吾人の思想を單に他人に傳ふる媒介者として必要なるのみならず、吾人が思考するにもごくべからざるものである。されば言語を離れて概念を考へることは出来ないといふことも成立する。

概念は表象中の普遍的要素を抽象せるものにして、不変的、固定的性質を有するものである。不変的、固定的といふことを他にしては思考活動は成立しない。勿論、不変的とか固定的といふことは比較的である。概念が思考活動の一要素である限り、流動的なるものであることは明らかである。

### 第三節 概念の内包と外延

概念は諸種の概念に共通なる性質を抽象してつくられたものなれば、一方には諸種の概念に共通なる本質的性質を意味すると共に、他方には是等の性質を具する数多の概念を代表し、又は包括するのである。一概念の保有する屬性

の總和を概念の内包といふので、概念の意味してゐる共通の性質といふのである。而して概念の指示する觀念の總体たる、その概念の及ぶ範圍を概念の外延といふのである。

概念の内包と外延とを簡單にいへば、内包は概念の意味又は含蓄といふことを得べく、外延は概念の適用せらるゝ範圍と見るこゝが出来る。而して凡ゆる概念は内包と外延とを有するものである。例へば「鳥」といふ概念に於て、肺で呼吸すること、温血であること、皮膚に羽毛を生ずること、前肢が翼になつてゐること、卵生すること等は、いづれもその内包にして、鳩、鷹、鶴、鳥、鵝等はその外延である。而して内包も外延も固定的のものではなくして、吾等の經驗知識の進むにつれて發展するものである。

之によつて見るに論理的發展をなす上よりすれば、内包は概念の本質的原本的意義を有するものにして、外延は派生的意義なりと見るこゝが出来る。されば通常名辞の助けによつて、多くは直接に概念の外、的方面を思惟し、その内容を直接に思惟し得るとは言へ、その内包について常に精細なる明識を得難いことと、外延上より思考することの容易なるがためである。故に或る概念を明

識せんとせばよろしく実物又は表象についてその内包を把握せねばならない。外延は内容をその根基として生出せるものであるが、思考活動發展の結果から見れば、外延と内包とは共に概念の成果的方面にして、その意義の適用される二方面である。

概念の内包と外延との間には密接なる關係がある。論理的にこの關係を言ひあらはせば「概念の内包と外延とは反對の方面に増減す」といふこゝが出来る。以下ニ三の例によつて説明する。

「元素」といふ概念を以つて、其の中の「金屬」といふ概念に比較すれば、「元素」は「金屬」よりは多数の個物を素はす概念であるから、「元素」の外延は「金屬」の外延よりは大である。併し「金屬」は「元素」たるに必要な性質を有すると共に、「金屬」たるに必要な性質を具へ、以て元素の他物たる「非金屬元素」から區別せられねばならないものであるから、「金屬」の内包は「元素」の内包よりは大なるものである。又「物質」は「元素」よりも外延は小であるが、内包は大である。この關係を圖示すれば次の如くである。



圖 三 第



「註」 (a)は外延の大小の順序を示す。  
 (b)は内包の大小の順序を示す。  
 (c)は内包及び外延の相互關係を示す。

次に「鳥」といふ概念と「鶏」といふ概念とを比較するに、「鶏」は「鳥」たる属性を有すると共に、「鳥」といはれる所以の属性をも保有するものであるから、内包は増大するが、一面には同時に他の鳥との共通属性を減ずるものがあるから外延は減少するのである。即ち「鶏」の内包は「鳥」よりも大きいが、その外延は小なるものである。更に「鳥」といふ概念の中から鳥としての属性を減ずる時は「動物」といふ概念に連し、その外延は増大せられるのである。

更に他の例によつて論旨を進めんに、動物といふ概念の内包に脊椎を有するといふ性質を加ふるときは有脊椎動物となつて、その外延を減少するのである。更に哺乳するといふ性質を加へて哺乳動物とすれば、その外延は一層減少するのである。然るに反對に概念の外延を増加せしむる時はその内包は減少するのである。

概念の内包と外延とは明瞭一定せるが如くであるが、その実、人々の知識や経験の多少によつて異なる。例へば「馬」といふ概念にしても、普通人の持つてゐるものと、動物学者の持つてゐるものとは、内包に於ても外延に於ても必ずしも同一なるものではない。更に「哲學」といふ概念になると、學者間に於ても、その内包に於て、外延に於て異論のあるところである。吾人の有する概念の中には、その内包の如何なるものであるか、不明瞭なるものが決して少くない。外延に於ても當然その中に包括せらるべきものを除外し、包括すべきものを除外してゐる場合が往々にして存してゐる。又、同一概念にしても、時代の異なるに従つてその意義を变化するものである。或るものはその外

延を増加し、或るものは減少するのである。概して概念の内包を増加することによつてその意味は精密となり、外延の縮小することとを限定といひ、概念の外延を増加することによつて、その適用範囲を拡大し、その内容を減少することを概括といふ。

論理學上に於ては判明なる概念と明晰なる概念とは區別されてゐる。明晰なる概念とは他の概念との區別の明瞭にして混同せられることのないことであり、判明なる概念とはその概念の内容を形造してゐる要素の性質が精密に認識せられてゐるのといふのである。然し明晰なる概念が必ずしも直ちに判明なる概念ではない。全体としては區別することを知るとも、その概念を構成する要素に就いては精密にこれといふことの出来ないことがある。明晰ならぬ概念は是を不明なる概念といひ、判明でない概念のことを乱雑なる概念といふのである。幾何學上の三角形、四角形は判明なる概念であるが、心理學上の概念たる、表象とか意識の如きは判明なる概念といふことは困難である。

判明と明晰とを眞理の標準として認めたるのはデカルトである。又、知識の理想的條件として判明・明晰・妥當・直知的の四性質を數へたのはライブニッツ

である。妥當な知識とは、事物を組織してゐる各部分に就いてよく知つてゐるのみならず、其の各部分を組織せる各部分についてもよく知つてゐることである。又、直接的知識とは記号的知識に対する相對にして、感覺又は想像によつて表裏し得るが如き知識をいふ。

内包と外延との關係を略言すれば、外延と内包とは同方向に増減することはない。普通の場合には、兩者の一にして増し若しは減する時は、他の一は是に對して減り若しくは増大するものである。但し時としては外延増加するとも内包依然たることがある。併し、決して共に増加するといふことはない。是に反して内包の増加する時は外延が必ず多少の減少をなすものである。

#### 第四節 概念の種類

##### 一、純粹概念と經驗概念

此の分類は概念發生の起源によるものである。純粹概念とは先天的に具有せるものにして、經驗によつて得られたるものではない。カントは判断の形式に

基ついで十二範疇を立てた。此の範疇は悟性が先天的に自己の中に有する純粹概念によつて、吾人の経験の可能となるものであるから、純粹概念は最高の類概念にして、思考の根本的形式であり、経験から来るところの材料を統一する形式である。

カントの十二範疇

(イ) 量 || 単一性、數多性、全体性。

(ロ) 質 || 實在性、否定、制限。

(ハ) 關係 || 実体性及屬性、原因及結果、相互作用。

(ニ) 様式 || 可能—不可能、存在—非有、必然—偶然。

然るに經驗的概念とは、經驗的に抽象して得られたるものにして、「人」、「動物」といふ概念がそれである。

二、抽象概念と具体概念

概念は、元來抽象的のものである。然し便宜上抽象的概念と具體的概念に分つのであるが、それには三様の意義がある。

(一) 具体概念とは事物に関する概念にして、「本」、「硯」、「椅子」、「扇風器」

の如きといふ。抽象的概念とは事物の關係、性質、状態、活動に関するものとして「正義」、「剛健」、「善悪」の如きものである。此の意味に於ける抽象概念は判断の類概念から生じたものであるから、屬性概念に相当するものであり、具体概念は判断の主概念から生じたものにして、事物概念又は對象概念に相当するものである。

(二) 具体概念とは、實際に存在する事物によつてその概念を代表せしむる如きものである。即ち直接に表象して知覚し、或は想像することの出来るもので、机とか人とかいふ概念である。抽象的概念とは、直接に表象して意識することの出来ないものである。例へば正義とか善悪とかいふ概念は、如何なる事物をもつてしても直接に表象することは出来ない。

(三) 抽象概念とは、元來全体として存在すべき部分が抽き出されて考へられたものである。而して具體的概念とは各部分を綜合して統一的に考へたるものである。人間といへば、種々なる性質の綜合によつて成る全体として具體的概念であるが、正義、善悪といふ或る特別の性質のみを抽き出されたものは抽象的概念である。

三、單純概念と複合概念

概念の内包が最少極限に達せるものとして、その外延が極度に拡大したものを單純概念といふ。例へば「物」「性質」等の如きである。然るに内包が相當に大にりて、多くの屬性が集つて成れるものを複合概念といふ。例へば「人」「動物」の如きをいふ。

四、單独概念と普通概念

概念の外延が漸次に縮少し、最小の極限に達し、その内包が漸次増加して、唯一の箇物に限つて適用せられるものを單独概念といふ。「西御産盛」「富士山」の如き固有名詞にて表はされたものもあれば、「世界第一の巨人」「此の軍隊」といふのも單独概念である。之に對して「山」「川」「草」「木」等の一定の屬性を共有する多数の箇物と表はすものを普通概念といふ。

五、個別概念と集合概念

普通概念の中で、同一類に属する事物の個々に適用せられるものを個別概念といひ、同種の全体を總括してはじめて意味を有するものを集合概念といふ。「人」「馬」「机」「賢者」の如きは個別概念にして、「學級」「軍隊」「森

林」等は集合概念である。

六、反對概念と矛盾概念

反對概念とは分量又は程度の差異を現はせる概念にして、二者の間に第三者の介在を容す餘地なきものにして、大・小・美・醜・冷・熱・長・短等の如きをいふ。矛盾概念とは、一方の概念は他方の概念を全く否定せるものにして、其の中間に第三者の介在を容す餘地のないものをいふのである。例へば、「有」と無」「有機体」と無機体」「元素」と化合物」等の如きをいふ。

七、肯定概念と否定概念

一方の有機体、元素、有等によつて或る性質を肯定的にいひあらはせるものと肯定概念といひ、一方を肯定することに依つて他方の概念は全く否定せられる時之れを否定概念といふ。

八、消極的概念と積極的概念

肯定的概念と矛盾せるところの「無機体」「化合物」「熱」は消極的概念である。消極的概念は名辞上では概して「不」「無」「非」等の否定的の言葉で冠してゐる。然し「無情」といふ名辞の如きは單に情がないといふ意にとど

さらすして、積極的に強調したい意味をあらわす場合には多いのである。されば「有情」に対する消極的概念は「无情」として表はされるのが普通である。此の意味からして「不幸」の如きも積極的概念と見るべきが出来る。

### 九、相対概念と絶対概念

相対概念とは、他の概念と関係することによつてはじめて其の意義を為すものにして、「親と子」、「教師と生徒」、「君と臣」、「夫と婦」、「原因と結果」の如きをいふ。然るに絶対概念とはそれ自身独立して意義あるものにして、「水、パン、机」といふ。

## 第五節 概念相互の關係

### 一、同一と差異

概念の比較に際して、第一に起る單純なる關係は、それが同じであるか否かといふ點である。茲に於ては、同一と差異との別を生ずる。概念の同一とは概念が同一一致し、相符合する意義内容を有することである。絶対的同一なる概念

にありては、外延にありても内包に於ても全然同一一致するものである。その形式は「AはA」なりである。即ち「本」と「書籍」、「いにしへ」と「むかし」の如きをいふ。而して其の外延は同じくしてその内包の異なるものを同義概念といふ。例へば「日本の國旗」と「日の丸の旗」、「駱駝」と「沙漠の船」、「等辺三角形」と「等角三角形」、「歴山の師」と「論理学の祖」、「英國の首府」と「ロンドン」、「生物」と「有機体」の如きをいふ。

### 二、上位、下位及び對位

二個の概念にあつて、一はその外延他より小にして全くその内に包含される時は、前者は後者に從屬し包括されるので、下位概念といひ、後者は前者を包括するもので、上位概念といふ。隨つて類は種を包括するものであるから、類は種に対して上位概念であり、種は類に対して下位概念である。また小外延と有する許多の概念が、それらに同時に最近の類たる同一の上位概念に包括せらるゝ時には、相互に対立するものなれば、之を對位概念といふ。

例へば、金、銀、銅等は金屬に対して下位概念であり、金屬は金、銅等に対して上位概念であり、金、銀、銅は各々相互に對位の關係にあるものである。

三、類と種

論理學では、上位概念を類、下位概念を種といひ、下位概念相互を區別する標準は特有的屬性にして之を種差といふ。上位、下位、対位を内包上から區別する時は左の如くなる。

論理學の三四 || 論理學の五十四論

四、個別と集合

上位概念が下位概念に対する關係に二種別がある。

(一) 個別 同一類に属する數多の對象を細羅するのみならず、それ等對象の個々別々に同一意義をもつて適用せらるゝ概念を個別であるといふのである。上位關係にある類概念又は普通概念が一般に有する性質をいふ。

(二) 集合 許多の同種の對象をその部分とし、それ等を線括して得たる集團を全一態として取扱ふときはその概念を集合といふ。此の概念は各對象の全体として意義を有するものにして、各部分を分離して一々に適用せんとすることはその意義を失ふことゝなるのである。「森林」は「樹木」の如きといふ。茲に「学部」といへば、それを組成せる生徒全体の上で就てのみ言ふべきものにして、個々の生徒には適用されないものである。

五、離接と交錯

下位概念相互の關係は次の二様である。

(一) 離接 數多の概念が、或る同一の上位概念に包含せられて相互に対位關係をなすも、其の相互の外延にあつては、何等の共通せる所なき時は、この差異の關係を離接といひ、その各個を離接肢といふのである。されば各肢が凡ゆるあり得べき場合をつくす時は上位概念の外延全部を完全に規定することが出る。離接的概念は、内包に於ては或る共通点を有するとは云へ、外延に於ては全然相分離して居るゝことなく、同時に同範圍を占有することは絶対にない。この同時に兩立する能はぬを不相合性と有するといふ。

(二) 交錯 概念の外延の一部が相互に共通して、相合する所あるものを概念の交錯といふ。この交錯せる部分が益々増加する時には終には同義に近づくものである。

六、反對と矛盾

離接的概念の中、その内包規定の差異の種類に依つて、左の如き區別を生ず

るのである。

同一の上位概念の外延内に別存し、しかもその内包が差異の程度を示し得るものにして、相互間に最大の差異を有し、離隔の両極端をなすが如き性質を有する時は、それら概念の相互関係は反対なりといふことが出来る。例へば「白」と「黒」、「暑」と「寒」の如きである。之と異なつて、一方は他方の内容を否定し、第三者を容れる餘地のないものを矛盾関係にあるといふのである。例へば「有限」と「無限」、「生」と「死」の如きといふ。

反対と矛盾とは往々にして混用されることがある。例へば「彼は賛成しない」といふべき時に「彼は反対である」といふ如くである。「彼は酒が好きか」と問はれて、「嫌ひです」と答へるのは反対語を使ったのであるが、「好きな方ではありません」と言へば矛盾語を用いたのである。

### 七、乖離と相對

(一) 乖離 數多の概念が何等の共通する内包を有することなく、外延上同一の上位概念に包摂せらるることなく、相同点を有せざるのみならず、また相

比較することもし能はずんば、之を乖離といふ。「板」と「精神」、「三角」と「白」の如き関係をいふ。

外延上に於て對位的なる離接的概念は相寄つて同一の上位概念の外延をなし、内包に於て共通する所があるが相互間に外延に於ては何等共通するところなく、相合性を有することはない。然るに乖離的概念は、相互の内包に於ては全く共通する所はないが、ややもすれば相寄り、内包上からして上位概念ともいはるべきもの、内包をなして、その部分的内包として對立するのである。されば相互の外延の一部を共通をらしむるが如き相合性を有するのである。故に内包上からは対位であるといふのである。

(二) 相對 或る概念が他の概念に比較交渉せられて、その内包が規定せらるることによつてはじめて確立する時は、之を相對なりといふのである。外延上に於て交錯が離接に對すると同様の関係を、内包上に於て乖離となすが故に、内包上交錯するのである。二個の概念が内包に於て相互に依存し、相互に規定することになれば、その意義の明識せられぬ関係を相互といふ。多くの如き概念にありては、一方の内包は他方の内包を意想することによつて、はじめて

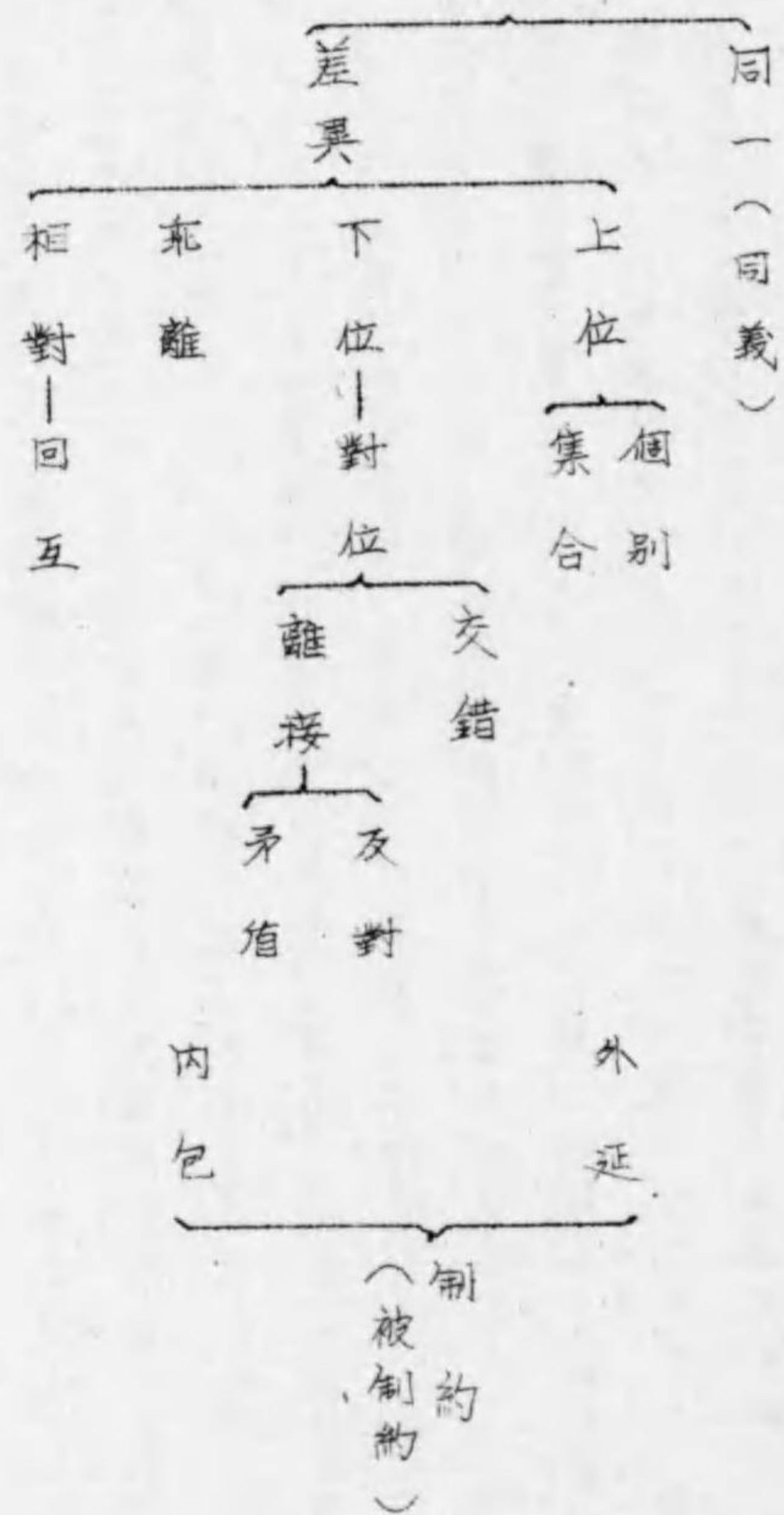
定立し得べきものである。

八、制約と被制約

總じて概念の中には、或は外延上より大なる全体の部分として思考されざるを得ぬものがある。又は内包上に於て他と交渉するところなくしては思考され難いものもある。思考をなすに当りては、凡ゆるものが他と関係せしめらるゝものである。かくの如き相互関係に於て、一概念の定立が他のもの、定立を規定し、それを思考するに必要なる豫想を制約といふ。かくして一方に依存し、それに依つて規定せらるゝにあらずんば、思惟せられ難いものを被制約といふのである。この制約が之を缺く時には、他を思考する能はざるものである時は、必須的制約といひ、それが定立する時は他も亦それに従つて定立するものにして、必ずしも必須的ならずして、他を思考するに充分なる時は之を充足的制約といふのである。又以上の両制約を具ふる時は必須にして且つ充足なる制約といふのである。

以上の概念相互の関係を図示すれば左の如くである。

概念の關係的形式





## 第四章 判断

### 第一節 判断の本質

#### 一、判断

思惟の根本機能なるものは、判断機能に他ならないものであるから、判断は思考の根本作用であり、あらゆる思想形式の原形をなすものである。されば概念といひ、推論といふも、つきつめて考へる時には、判断が異つた形をもつて現はれたものといふことが出来る。結局判断の所産である。従来、判断は概念相互の結合、若くは分離の形式にて、事物とその属性との関係を定立することに於て、分析作用であると同時に綜合作用であると解せられてゐたが、之に異論を唱ふるものが現はれて来た。それらの見解によれば、判断は、概念を結合するにありと解され、或は總体表象を分析するにありと解されてゐたが、それらは何れも判断の本質を表明するものではない。判断は異なる概念の結合によつてなるものではない。概念を能合することによつて判断となるには、必ずそ

れに依つて何等かの事態を描き出すものでなければならぬ。又、總体表象を分析することによつて、直ちに判断が生ずるといふことはない。

ヴァントによれば、両が降るのを見るは、我々の注意が降ることに注がれて、總体表象は両そのものと降るといふ特殊の属性とに区別されるのである。だが、両と降るといふ属性は、実際に吾々に對して一体として興へられるものであるから、綜合されなくてはならない。かくして両降るといふ判断が生ずるといふのであるが、両降るといふ判断は事実として、両と降るとの二概念を綜合して、その事態を描き出せるものである。そこで事態として、二つの概念の結合から直ちに判断が成立するのである。判断によりては、時として概念の分析から成立する場合もある。「楠正成は日本人なり」といふ判断は「楠正成」といふ概念を分析して、「日本人」とする属性を抽象し、更にこれを「楠正成」といふ概念に結合して綜合したものである。併し「楠正成」といひ、「日本人」といひ、共に判断の成果であることに於ては同じである。又、「鯨は哺乳動物なり」といふ判断があるとするれば、かかる場合には、まづ鯨といふ概念が其の中に包含せられたるところの哺乳動物といふ属性を抽出し、更に之を綜合し

て蘇といふ概念を決定するのである。併しすべての判断が分析に基くものではない。概念の綜合から事態を抽出すといふ場合もある。

### 二、判断と文章

文章に就ては一般に四種に分つ。叙述、疑問、願望、命令、等を表はすものである。文章は思想の言表であるが、素直に普通に思想を表明する場合には、断定的思想は断定文章をもつて必ず表はすといふやうに、想と文とはその種を同じうするものである。論理學上に於て判断を取扱ふときには、特に断定文を用ふるものである。然らば判断と断定文とは如何なる関係にあるかといふに、断定文は判断の言表であるから、何よりも先きに、両者の區別を正確にしなくてはならぬ。断定文と判断とは、まづ断定文は單語から成り、判断は概念から成るといふ相違がある。而して單語は、少くとも何等かの概念に關係してゐなくてはならぬ。それが漢語であつても、數字であつても、すべて單語は音聲形象の方面と共にその概念を有してゐる。單語から成るところの文章には、音聲形の側面があるが、概念からなるところの判断には音聲形の側面はない。そこで概念は文章の要素となく、單語は判断の要素をなすものであるといふことが言

へる。

同一の文章も、場合により見方によつては、種々異なる判断を示すものがある。『民は依らしむべし、知らしむべからず』『藝術は永く、人生は短し』の如くである。

判断と文章との關係は独特のものである。文章は一定の判断を表出する。この表出關係は表出するものと、表出せられるもの、間に成立し、表出するものは文章で、判断は表出されるものである。

### 三、判断と事態

判断があれば、必ずこれに應じて一定の事態がある。『桃花は紅なり』といふ判断にありては、桃花といふ花の一種に『紅』であるしとから成立してゐる一つの事態が對應してゐるのである。判断を下すといふことは、同時に判断に相應する事態と判断のなかに設立することである。判断と事態とは、同一の關係の両面として相関的に成立するものであるが、この性狀は全く相違してゐる。事態は判断によつて設定されるものである。『桃花は紅なり』といふ判断に対して、桃花そのものは物的対象の一種として、『紅』であるし、色彩性質

として判断領域に属せず、判断は桃花といふ対象でなく、その概念と、「紅である」を意味する概念とから成る。「此の判断は真である」といふ判断に就いてみれば、「此の判断」と「真である」はその設定する超判断的事態を構成して、「この判断」の概念たる、「真である」の概念から成立するところの断定的思想が判断の領域をなすのである。

要するに文章、判断、事態の三者は一面に於て密接なる联系をなすものであると共に、他面に於ては判断と區別せらるべきものである。

四、命題とその要素

判断を言語にて発表せるものを論理學上では命題といふ。命題にありては判断せられるものと、判断するものとの二極の概念を要するのである。この場合に判断されるものを主概念といひ、これを言語にて発表せるものを主辞といひ、而して其記号にはS字を用ふる約束である。判断するものはこれを賓概念といひ、言語にて発表したものを賓辞といひ、これが記号にはP字を用ひる。「西郷南洲は日本人なり」とあつては、「西郷南洲」は主辞として、「日本人」は賓辞である。而して、主辞と賓辞とを連繋してこれが関係を定立するところの

「は」「なり」は連辞である。この主辞、賓辞、連辞の三つを命題の三要素といふのである。

主辞は思惟しようとする主題であるから、思考の対象をなすものである。主辞はそれ自らのために、それ自らを發展せしめんがために思惟せられるものである。然るに賓辞は主辞のために、それを規定し、明識せしめんがために思惟せらるゝものにして、それに依存して立つところの屬性概念であることもあれば、他の対象を示すこともある。かくして賓辞は主辞の意義を明らかならしむるものであるから、すでに了知せられ、且つ克く反復せられて表明せられたるところの概念でなくてはならない。「それは夕顔なり」「これは白レ」といふ時には、すでに「夕顔」又は「白」についての概念を有たねばならぬ。然るに「それ」とか「これ」といひて、主辞は單に対象たるを指示しただけで、その内容については全然明示するところがない。かくして賓辞を無視しては、主辞の内容が明白にされない。併し主辞なきときは、賓辞はその所依を失ふものとなるのであるから、主辞と賓辞とは内部的關係に於て連繋されるのである。連辞の言語的発表は單に主辞と賓辞との關係を表示するのみにして、他に意義を

きものである。

命題は文法上に於ける文章に相當するものであるが、すべての文章は皆、命題になるとはいへない。例へば「我に成功を興へよ」とか「彼は政治家に適するや否や」といふが如く、願望又は疑問を表明するのみでは、何等一定の立言をしてゐないから、命題といふことは出来まい。

### 五、判断の本質的成素

現象学者たるアレクサンダー・アプエンターに従つて、判断の本質的成素を知らう。「硫黄は黄なり」といふ判断に就て見るに、この判断は硫黄といふ物質についての判断にして、この判断の主位をなす硫黄なる概念は、この判断に於て設定するところの事態では、硫黄といふ物質を主位対象としてゐる。そこで判断の主概念たる硫黄を除き去つたならばどうなるか、判断はつひには不具となるであらう。かくまでに判断にありては、主概念が絶対に必要なのである。実に主概念は判断の目指すところの管の對象なのである。

併し主概念のみで判断が成立するものではない。主概念の定立するところの主対象について、それが何であるか、又は何をするかといふことについて断定

しなくてはならない。かかる内容を指定するところの概念たる属性概念を缺く場合にも、判断は成立しないのである。

判断はSP両概念が完全に成立するものであるが、例へば「花美し」の如く主辞賓辞の二つで文章は成立するが、それは表面上の問題で、判断としては不十分である主概念は判断の關係すべき主対象を立て、賓概念は主対象に対して運繋するべき対象規定をなすものである。そこで両概念を一定の仕方にかつて關係させる働らきを期待して成立しなくてはならぬ。而してこの關係作用は両概念以上のものにして、これを運辞といふのである。

元來、判断は主賓及び二皇の意味の要素の三概念から必ず成立するものである。主概念は主対象を立て、判断の土台を据ゑ、賓概念は対象規定を立て、更に繫素概念は主対象に对象規定を關係せしめて、かくして形づくられたる事態の存立を断定する。

## 第二節 判断の種類

一般的判断論に入るに先立つて、カントの判断に用する分類を擧げて、それについて説明して論旨を進めることとする。  
カントは判断の分量、性質、関係、様式を區別し、その各々を三種の判断に區別した。

一、分量 (量)

全称 凡ての甲は乙なり。

特稱 若干の甲は乙なり。

單稱 甲は乙なり。

二、性質 (質)

肯定 甲は乙なり。

否定 甲は乙にあらす。

無限 (或は不定) 甲は非乙なり。

三、関係

定言 甲は乙なり

假言 (或は約結) 丙若し丁ならば甲は乙なり。

四、様式

實然 甲は乙なり。

蓋然 甲は乙ならん。

必然 甲は必ず乙なり。

(一) 立言の量による分量

立言の主眼たる主概念の外延は則ちその立言の範圍を示すものにして、之を立言の量といふ。

賓辭が主辭の外延全体に涉つて肯定若くは否定されるとき、主辭の示せる個々の対象のすべてについて立言される時は之を全称判断といふ。その公式は、

「すべて甲は乙なり」

「すべて甲は乙ならざし」

の如くである。

また賓辭が主辭の外延の或る一部に關して肯定又は否定される時は、之を特稱判断といふ。その公式は、

「或る甲は乙なり」  
「或る甲は乙ならず」  
の如くである。

全称判断が命題として表はれる時には、主として「凡て」「全き」「皆な」  
「一切」等の語によつてその主辞の範囲を示すのである。又、特稱判断にあ  
りては、その範囲の制限を示すために、「或る」「大部分の」「若干の」「僅  
かの」「殆ど凡ての」等の部分性を示す語を用ふるのである。その立言が主辞  
の或る部分に関するものであれば、その全部について肯定又は否定される如き、  
両極端の立言の間に介在せる凡ゆる場合を含むものである。然るに、その立言  
の範囲を示す「或る部分」とは截然と制限されたる「或る一定の部分」のみを  
指示せるものではなくして、「少くも或る一部分」を指示せるものである。さ  
れば「或る人は慈善家なり」といふ時は「或る人は慈善家なれども或る他の人  
は慈善家ならず」といふ意味を含めてゐるのである。故に漠然たる不明確の部  
分について云々し、如何なる部分と確定せぬものなれば、唯一個又は數個、若  
くは全部についていはるべき時にも或るものといふことが出来る。

主辞が一定特殊の單一なる対象を示す単独概念から成るものがある。之を單  
稱判断といふ。例へば「楠木正成は忠臣である」「地球は自転する」の如くであ  
る。之は一対象の全体について立言するものであるから、全称判断の一種であ  
る。併し同様の單一対象を示す主辞を有するとも、それが確定してゐるのでは  
ない。ただ普通概念の外延の或る最小部分を示すも、そのいづれなるかを定め  
ぬ時は、特稱の最小限として特稱判断とするのである。

### (二) 立言の性質による分類

主賓両辞の一致を許容して結合するか、拒否して分離するかに依つて、それ  
を表示する連辞の實に二種がある。主賓両辞の一致許容して結合するものを肯  
定的なりとし、主賓両辞の不一致を示せるものを否定的なりといふ。之を立言  
の實といふ。

肯定的連辞によつて主賓両辞の内部的な一致を示す立言を肯定的判断といひ、  
その公式は、

「甲は乙なり」

「金は黄色なり」

の如くである。否定的運辭によつて主賓兩辭の局部的不一致を示し、又はその  
間の肯定的立言を否認せるを否定的判断といふ。その公式は、

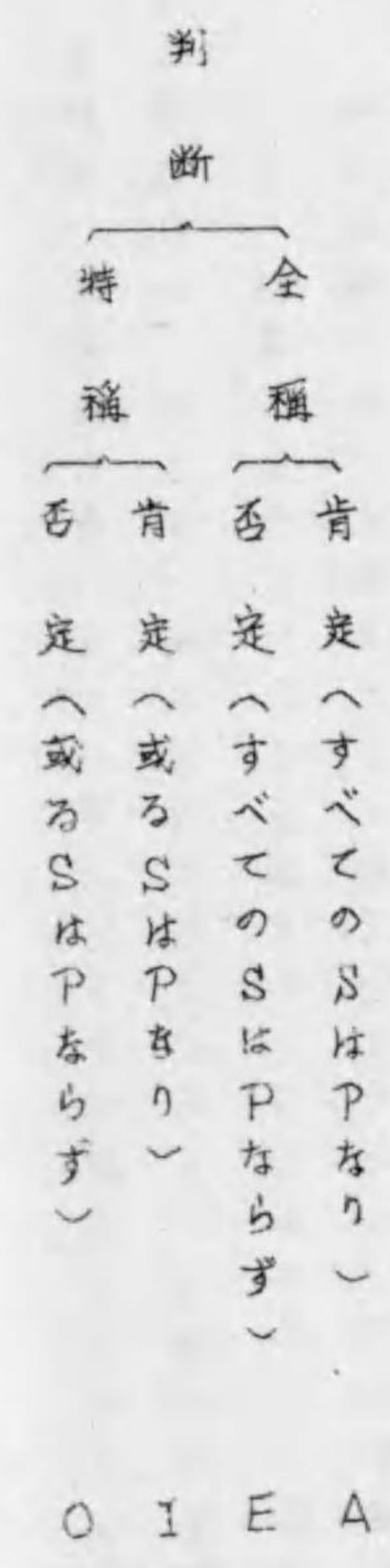
「甲は乙にありずし」

「蝙蝠は鳥にあらずし」

の如くである。之が立言の質は、その資料たる主賓兩辭の如何に同せずして、  
その形式たる運辭の質によつて規定せらるるものである。

(三) 判断の四種とその記号及び公式

判断の質と量とによつて別けた各種類を組合せると、四種の判断の種類とな  
る。全稱肯定判断、全稱否定判断、特稱肯定判断、特稱否定判断である。而し  
てこれらの各を表はすには A、E、I、O の記号を以てする。各の公式は次の  
如くである。



(四) 立言の態様による分類

主辭と賓辭との關係を言ひ表はす態様に三種の區別がある。

(一) 定言的判断

定言的判断とは、單純に主賓兩辭の一致不一致を示すものである。即ち  
何等の條件をも加へず、直ちに確立せる立言を表示するものである。その  
公式は、

「甲は乙なりし」

「甲は乙ならずし」

(二) 假言的判断

假言的判断とは、或る假定又は條件の下に主賓兩辭の一致不一致を立言  
せるものである。その公式は、

「若し甲ならば乙なりし」

「若し甲ならずば乙なりし」

(三) 選言的判断(離接的判断)

選言的判断とは、主賓兩辭の關係若干の中について、そのいづれかを定

めるべく定言しなれば、必ずその何れかの一をとりねばならぬことを立言するのである。その形式は、

「甲は乙なるか丙なるかなり」

「彼は免訴せらるるか或は起訴せらるるかなり」  
の如くである。

### 第三節 概念の周延

#### 一、周延・不周延

凡て判断の主概念若くは賓概念が、その云ひ表はせる物類中の個々物の悉くを包括するときは、その主概念、若くは賓概念が周延せうといふ。その言ひ表はせる範囲の或る一部の個々物に就いて、漠然と云々なりといふ時は、主概念又は賓概念は不周延なりといふ。例へば「凡ての人は動物なり」といふ時は、この判断なる「人」の全部即ち「凡て」の人を指定せるを以て、この主概念は

周延せりといふ。然るに「或金属は鉄なり」といふ時は、少くとも或金属の鉄なることを肯定するが、凡ての金属が鉄であるか否かは明らかでない。この判断の主概念たる「金属」は、この概念が指示せる全範囲を包有することをなく、或る一部のものを有するといふのみにして、其の他の部分の何たるかには一切及ばないのであるから、不周延なりといふのである。

普通一般には、「或る金属は鉄なり」といへば、「或る」は、或る定まりたる一部のみを指し、その裏面には、「或る金属は鉄ならず」との意味を含有すと解するのである。然るに論理學上に於ては、或る金属は鉄なれども、凡ての金属は鉄なるや否やは定かでないといふ意に解するのである。或る金属が鉄であることは立言せられても、その他の金属は鉄であるか否か不明のままに放任するといふ義である。故に「或る金属は鉄なり」と言へば、「鉄といふ金属あり」といふのと同義にして、鉄といふ金属以外に他の金属の有無については敢て向ふところではない。

以上は主概念の周延、不周延について説いたものであるが、賓概念にも周延されるものと、不周延のものがある。例へば「凡ての人は動物なり」といふ



時は、此の判断の賓概念は動物てふ物種の四々を指示するものである。故に此の判断の意は凡ての人を動物なるものの範囲内に包括せりといふこと、同じである。『凡ての人は木に非ず』と云へば、凡ての人は個々の木の範囲外にありといふことである。『凡ての人は動物なり』に於ける賓概念は不同延にして、凡ての人は木に非ず』に於ける賓概念は同延されるのである。

『凡ての人は動物なり』に於ては『人』が『動物』の全範囲を占むるものにあらずして、少くともその或る一部を占むるの意である。『人』の外に『動物』と名づくるもの、範囲中に他の動物が有るか無きかは確かでない、故に此の場合には『動物』はその範囲中の全体を指示するものではないから不同延なりといふのである。然るに『凡ての人は木にあり』といふ時は、『人』は『木』の全範囲の外にありとの意なれば、『木』はその範囲中の全体を指示するが故に同延するのである。

二、四種の判断に於ける同延・不同延と外延上の関係

同延・不同延に就いて總括的に言へば、全称判断の主概念は同延され、特稱判断

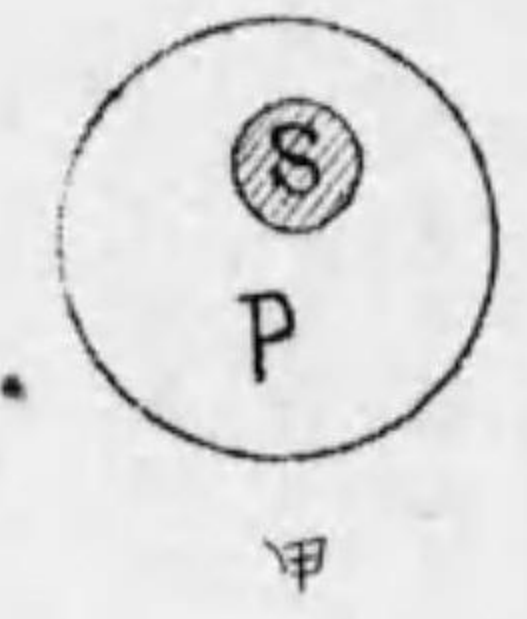
の主概念は不同延である。又、肯定判断の賓概念は不同延にして、否定判断の賓概念は同延する。

今四種の判断につきて其概念の同延と表にて示せば次の如くなる。

判断		記号		主概念		賓概念		例
		全称	特稱	肯定	否定	肯定	否定	
全称	肯定	A	同延	不同延	凡ての人は動物なり。			
全称	否定	E	同延	同延	凡ての人は木に非ず。			
特稱	肯定	J	不同延	不同延	或る金属は鐵なり。			
特稱	否定	C	不同延	同延	或る人は賢ならず。			

今オイレル氏の圖形によつて各種判断について説明すること、する。Sを主概念の記号とし、Pを賓概念の記号とし、圖を以て外延の範囲とする。

第四圖



(二) 全稱肯定判断 || E

公式 「すべてのSはPなり」

例 「すべての雉は鳥なり」

「すべての梅は植物なり」

「すべての人は動物なり」

「東京は日本の首府なり」

「すべての等角三角形は等辺三角形なり」

「源氏物語の看者は紫式部なり」

(甲) 圖は「凡ての人は動物なり」の如く、主概念の全部が賓概念の範囲内に包括されたるを示す。この場合に動ては、主概念に就いては、其の全部の範囲に亘つて主張されてゐるのであるが、「動物なる賓概念については僅かにその一部分について示せるまでである。凡て或る概念についてその全部を主張し得る時は、その概念は周延せりといひ、その一部分のみについて主張されたる場合には不周延なりといふ。

(乙) 圖は主概念の範囲と賓概念の範囲とが全然一致せる場合である。例へば

「凡ての人は理性的動物なり」 「凡ての等辺三角形は等角三角形なり」 「源氏物語の看者は紫式部なり」の如き判断である。「凡ての人は理性的動物なり」といふ判断について、動物中理性あるもの、即ち「理性的動物」は「人」と限るが故に「理性的動物即人、人即理性的動物」であるから、主概念も賓概念も共に周延せられるのである。併し「凡ての如き判断に於て、その賓概念は全部であるか或ひは一部であるかは、形式上からは決定されない。

故にAの判断に於ては、一般にその主概念は周延を有するが、その賓概念は周延を有しない。賓概念は少なくとも、その一部に於て主概念との関係のあることを示してゐるものなれば、或る特別の場合にのみ、賓概念が周延を有してゐる。

(二) 全稱否定判断 || E

公式 「すべてのSはPにあらず」

「凡ての人は鳥にあらず」

此の判断は、主概念の全部が賓概念の全部と常に無関係にして、主概念も賓概念も共に周延されてゐる。例へば、

第五圖



甲



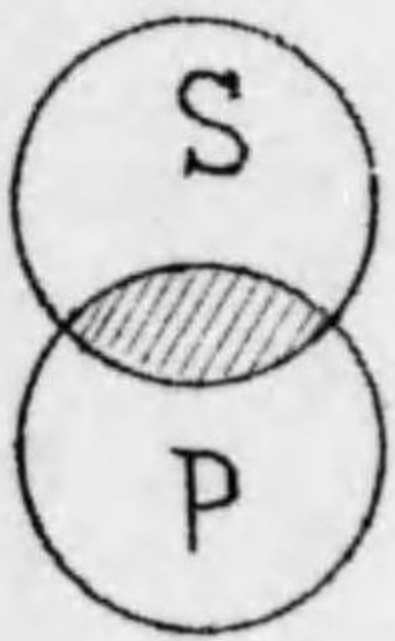
乙

「すべての人は木にあらず」  
「すべての鳥は哺乳動物ならず」  
の如きは此の判断である。

(三) 特稱肯定判断 || I

公式 「或るSはPなり」

第六圖



甲



乙



丙

此の種の判断には右の図にて示せる如く四種がある。

(甲) の場合は、(甲図)

「或る金属は黄色なり」

「或る人は色白し」

「或る著者は卓越せる運動家なり」

「或る教育者は學者なり」

の如く、主概念も類概念も周延されない。「或る金属」といふ時は、少くとも金属の或一部と漠然と指示せるに止り、其の残りの部分については何等指示するところがない。「黄色」なるものも、「或る金属」と少くとも其の範囲の或一部と同じうするといふのみで、黄色なるもの、全部については何等指示するところがない。

(乙) の部分に於ては、(乙図)

「或る鉄は金属なり」

「或る人は死す」

事實上、凡ての鉄は金属であるから「或る鉄」も勿論、金属である。故に、「或る鉄は金属なり」といふことが出来る。然し「凡ての鉄」といふ場合に周延せられたる如くには周延されないのである。此の場合には主概念の範囲は全

く復概念の範囲に含まれをボリ、なほ此の判断の指示するところは、主概念とていひ表はされたるもの、全部にあらずして、或る一部である。

(丙)の場合、

「或る人は賢人なり」

「或る金属は鐵なり」

事實上「人」の範囲は、「賢人」の範囲より大にして、「賢人」の範囲は悉く「人」の範囲内に包容せられるものである。故に主概念と復概念との関係は(乙)に示す如くである。事實上に於ては「賢人」の全部は「人」の範囲内に存するものであるが、形式上に於て此の判断は、「賢人」の全部が「人」の中に包容せらるゝことを示さぬのである。形式上よりいふ時は、たゞ「人」の或る部分が「賢人」の或る部分と一致することを明かにするにすぎない。

(丁)の場合、(丙図)

「或る人は理性的動物なり」

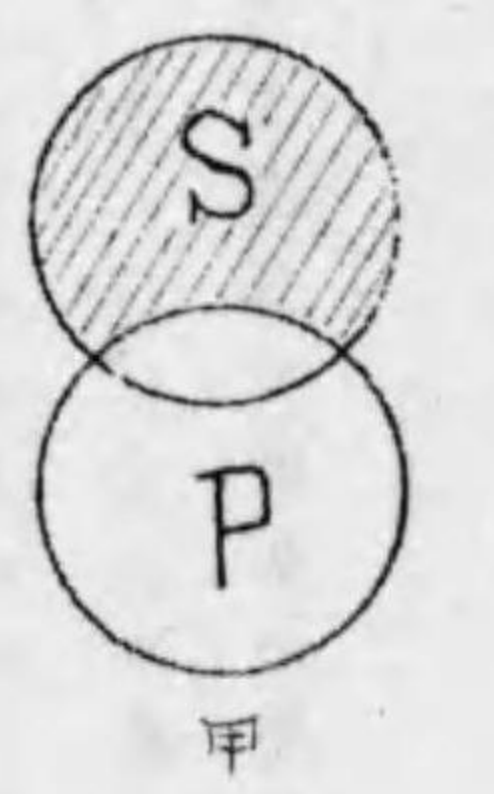
事實上に於て、凡ての人は凡ての理性的動物である。人の他に理性的動物なく、理性的動物の外に人はない。二者の範囲は全く相一致するのである。

(四)特稱否定判断 || 0

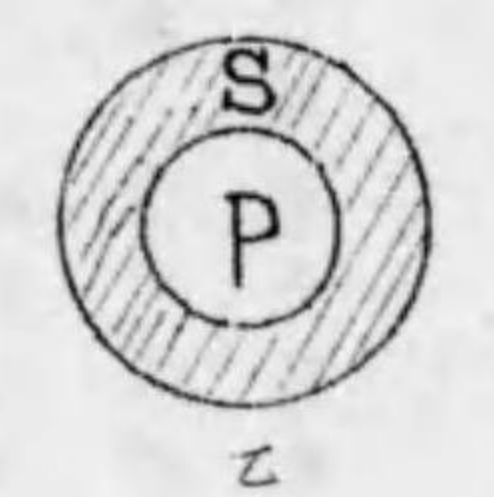
公式 「或るSはPに非ず」

「若干の甲は乙にあらず」

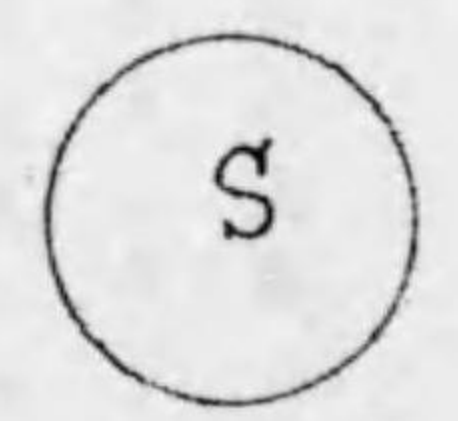
第七圖



甲



乙



丙



丁

(甲)の場合、

「或る金属は黄色に非ず」

「或る人は白からず」

「或る教育家は學者にあらず」

「或る金属は黄色にあらず」に就いて言へば、金属の外にも黄色のものがあり、黄色でない金属もある。是等両者の範囲の或る部分のみが一致し、或る一部は一致せぬのである。

(乙)の場合、

「或る金属は鐵に非ず」  
 「或る人は親友にあらず」  
 「或る人は賢人に非ず」  
 「或る金属は鐵に非ず」についていへば、金属の外に鐵はないが、鉄は金属の或る一部にして、金属の中には鐵に非ざる或る他の部分がある。

(丙)の場合  
 「或る人は木に非ず」といふが如くである。事実上では「人」の範囲は、「木」の範囲とは全然相分離するものなれば、「凡ての人は木に非ず」といふことば出来る。凡ての人が木に非ざる以上、或る人は木に非ずといふも誤りではない。以上 A、E、I、O の四種の判断について説きたるところを概括すれば、凡ての判断の主概念の範囲と賓概念の範囲の関係は、左の五種の他には出でないのである。

(一) 主概念の全範囲が賓概念の或る一部を占むる場合  
 公式「凡ての S は P なり」  
 例「凡ての人は動物なり」

公式「或る P は S に非ず」  
 (二) 主概念の範囲と賓概念の範囲とが適不及無く全く相一致する場合。

公式「凡ての S は P なり」  
 例「凡ての人は理性的動物なり」  
 公式「凡ての P は S なり」  
 例「凡ての理性的動物は人なり」

(三) 主概念の範囲の或る一部分が、賓概念の範囲の或る一部と相一致して、雙方の他の或る部の一致せざる場合。

公式「或る S は P なり」  
 例「或る金属は黄色なり」  
 公式「或る S は P ならず」  
 例「或る金属は黄色ならず」  
 公式「或る P は S ならず」  
 例「或る黄色なるものは金属ならず」

(四) 賓概念の範囲が主概念の範囲の或る一部を占むる場合。

公式「或るSはPなり」

例「或る金属は鉄なり」

公式「凡てのPはSなり」

例「凡ての鉄は金属なり」

(五) 主概念の範囲と賓概念の範囲とが全く分離する場合、

公式「凡てのSはPに非ず」

例「凡ての人は木に非ず」

右の中各種の判断が有し得る場合は左の如くである。

A || (一)、(三)

E || (五)

I || (三)、(四)

O || (三)、(四)、(五)

## 第五章 推理

### 第一節 推理の意義及種類

#### 一、推理總論

推理とは何かに就いて、現象学派的のブフエンドーの所説の大意に依つて、従来の論理学に於て充分取扱はれなかつた一般論乃至本質論を敢てしよう。推理とは、論理的統一体の一種である。

推理の本質をたづぬるに當つて、推理的關係を為すものは判断にのみ限られるであらうかといふことから論説する。判断を項として推理的關聯の成立することには明かであるが、土を例について見るに、「神は人に非ず、故に人も亦神に非ず」。そこで判断は思想の一種であり、思想は表象の一種である。而して表象をなく分つときは理論的と実行的となるのである。感情意志に關するときは表象一般をして單なる表象と断定的表象とに分け、判断、知覚、認識等之理

論的断定的表象に属せしめるのである。更に表象一般を直観的と概念的とに分ける時、推理的聯関を判断といふ特定の表象の間に於てのみ成立するといふ見解は、果して正當であらうか。

判断と、判断との間に於けるが如くに判断をらざるものとの間に於ても、推理的聯関を考ふることの可能であることを、忘れてはならぬ。推理的聯関の項としての判断又は表象は判断作用や表象作用ではなくして、内容としての判断であり、表象である。

表象や判断は対象とか事態を必然的に表象し定立するものであるから、表象や判断の聯関である推理的聯関は同時に対象より事態間の聯関を成立させるものである。而して推理に於ては事態間に推理的聯関を定立するものである。これは判断に於て主賓両概念を離合させるのではなくして、對象的ふものを離合させると一般である。この場合に對象的ふるものを同聯せしめて、概念間に同聯せしむるといふ意味の能関的統一が成立するやうに、表象間の推理的聯関も事態間に推理的聯関を設定するものである。要するに推理とは、純念の推理的聯関を成す表象の全体である。

推理が一事態と他事態との間に定立する聯関の特質如何といふに、「此の三角形は等辺ならば等角なり。然るにこは等角ならず。故に等辺ならず」と云ふ推理的聯関に於て、二つの判断は第三の判断を推知する根拠となるのである。

此の場合には前者二者をもつて推理の前提といひ、後の一者を推理の帰結といふ。かくして、推理的聯関は前提と帰結とを聯関となる。推理的聯関は、原因結果の聯関でも、目的手段の聯関でも、それは假言的聯関でもない。推理とは一方の判断の存立より他方の判断の存立を推知するものであり、推理的聯関とは推量するに足るものと推量し得るものとの聯関である。故に原因より結果へ、結果より原因へ、目的より手段へ、手段より目的へと推理し得るものである。

推理的聯関は他の聯関とは異なるものであるが、推理的聯関が成立するためには、これが基礎たり背景たるところの一般的聯関の存立を必要とする。更に推理的聯関の客観性と直観する為には、其の基礎たる一般的聯関の存立が直観されなくてはならぬ。

推理的聯関の論理的本質がらすれば、前提が帰結に先立つべきは當然のことであるが、事實に於ては、前提より帰結に至ると共に、帰結より前提に遡る場

合がある。

單に推理といふときは、推理的聯関のみを意味するときは、推理的聯関を成立せしめる複合体を意味することがある。推理的聯関には、純念と所念との別がある。純念の推理的聯関の表象は特に理論的表象一般に限られる。而して特に断定的なるものを中心とすべきである。されば理論的断定的表象としては思想的表象に限るべきものとはふくして、直観的表象をも包含すべきものである。然らば所念の推理的聯関は聯関の存立が直観に於ける所與か聯関の存立自体かといふに、その何れにも共通せる聯関の存立を意味するものである。

## 二、推理の意義及種類

推理とは、一の眞理から他の眞理に推究するものにして、或は一つの判断を基礎として新判断に進むもあれば、或は幾多の判断を基礎として新判断に進むものがある。

一の判断を基礎として新判断に進むものを直接推理といひ、幾多の判断を基礎として新判断に進むものを間接推理といふ。直接推理にあつては、二つの概

念の關係にとゞまるのであるが、間接推理にありては、廣概念によりて二つの概念の關係を定立するものである。例へば、

「すべて日本人は愛国者なり」といふ判断から、

「愛国者にあらざる何人も日本人にあらず」と推理するのは、一判断から直接に他の判断に推論するもので、直接推理である。

「すべて日本人は愛国者なり」  
「すべて愛国者は身命を國家に獻ぐ」  
の二判断から、

「すべて日本人は身命を國家に獻ぐ」と推理するときは、愛国者といふ媒概念によつて推論したもので、間接推理である。

推理は本質的には、判断と何等異なることなく、判断に於ては主概念と廣概念との關係が經濟上から概念の本質上から判断せられるものである。而して推理にあつては、或る判断を基礎としてそれから主概念と廣概念との關係が判



断せられるのである。推理は、ある判断を基礎としての判断である。例へば、

「あらゆるMはPなり」

「あらゆるSはMなり」

故に「あらゆるSはPなり」の如く推論するときは、

SとPとの関係が、

「あらゆるMはPなり」

「あらゆるSはMなり」

といふ充足律に依つてゐることが明かとなるのである。

推理には、普通の原理を基礎として特殊の眞理を推究すること、事實に基づく特殊の眞理を基礎として普通の原理に推究するものがある。前者を演繹推理といひ後者を帰納推理といふ。演繹推理とは、原理から特殊の場合を推究するものにして、例へば、

「すべて人間は死すべきものなり」

「某は人間なり」

「故に某は死すべきものなり」

演繹推理に於ける原理は、與へられたるものと考へるのであるから、之を證明する爲めには、先天的原理によるが、然らずば後天的原理ともたらずところの帰納推理にまたふてはならぬ。

帰納推理とは、個々の道理から普通の原理を推究し、現実的争突に対する判断からして、必然的因果関係を推究するものである。例へば、

「太郎、次郎、三郎等は皆死せり」

「太郎、次郎、三郎等は人間なり」

「故にすべて人間は死すべきものなり」

の如くである。

## 第二節 直接推理

### 第一、直接推理の意義及種類

一の判断の正否を推知するには、その理由を提示して、之が間接的立證を行ふことが推理である。たゞ一つの判断から直ちに他の判断を推知するのはその

前に何等の援助たる他の立言を要しふいから、之を直接推理といふのである。  
「すべて君子は自重す」から「すべて自重せざる者は君子にあらず」の如く  
ある。直接推理にあつては、原判断に含まれたる意義を他の新形式の判断にて  
表示するまでである。かくして原意義を補充し、新真理或は事実に到達するこ  
とではない。故に直接推理は一判断の意義を明らかならしめ、その理解を補ふ  
に必要なるものである。

直接推理は普通二種別せられる。

- 一、判断の變形による直接推理　たゞ單に判断の形式を變じてその意義を展  
開し、一判断が如何なる範圍まで正当に解釈せらるゝかを指示するものであ  
る。
- 二、判断の對當關係による直接推理　原判断の眞偽から之と立言の資料を同  
じうせる他の判断の眞偽關係を推知するものである。

### 第二、判断の變形による直接推理

定言的判断に於て此の種の推理の行はるゝは、概して外延規定に成れるもの

によるのである。而して主概念と項概念を識別し、項概念をも思考の対象とし  
て、両者の關係を種々に変動して、判断の變形をとぐることの多いものである。

#### 一、換質法

換質法とは判断の意義を變ずることなくして、單にその質を變ずることであ  
る。肯定的判断を否定的判断たらしめ、否定的判断を肯定的判断たらしむるも  
のがある。換質を行ふには賓概念をその矛盾概念に換つて判断の性質を變ずる  
のが原則である。例へば「すべてのはは鳥なり」の判断を換質するには、賓辭  
「鳥」をその矛盾語「非鳥」に換へて判断の性質を改め、「すべてのはは非鳥  
にあらず」とする。又、「社會は有機体なり」を「社會は無機体にあらず」と  
改むるのである。然し或場合には賓概念の反対概念を用ふることもある。例へ  
ば「此の水は高し」を變形して「此の水は低からず」、「此の水は冷かなり」  
を變形して「此の水は温からず」としてもよい。然し如何なる場合にも反対概  
念を用ひてもよいとは云へない。否定の判断の場合には反対概念によつて直ち  
に換質を行ふことは出来ない。「此の木は低からず」を「此の木は高し」と直  
ちにすることは誤りである。「高し」といふ事は「低からず」といふ事の一部

で、その中に包括されるものと見ることが出来るが、「低からず」といふ事は必ずしも積極的に「高し」といふ意味ではない。又、「此の水は冷かならず」とを變形して直ちに「此の水は熱し」とする場合も同断である。

〔原・断定〕

すべて甲は乙なり

A

すべて甲は非乙ならず

E

（すべて普通の人は人情を解す）

（すべて普通の人は人情を解せざる者に非ず）

すべて甲は乙ならず

E

すべて甲は非乙なり

A

（すべて人の幸福は圓滿ならず）

（すべて人の幸福は圓滿ならざるものなり）

ある甲は乙なり

I

ある甲は非乙ならず

O

（ある人は人望家なり）

（ある人は不人望家ならず）

ある甲は乙ならず

O

ある甲は非乙なり

I

（ある金属は容易に熔けず）

（ある金属は容易に熔けざるものなり）

二、換位法

換位法とは判断の主概念と賓概念の位置を転換せしむることである。「何人も過なきはあらず」を換位して「過なきは人にあらず」とはすが如くである。

換位を行ふには、必ず二箇の原則によらねばならぬ。周延された概念を不周延の概念と改むることはよいが、不周延の概念を周延せしむることはならぬ。不周延の概念を周延せしむるときは元の判断の含めるより以外の意義を主張する所があるやうになる。換位には單純換位、限量換位がある。今これを四種の判断に照して考察する。

全稱肯定判断は、一般にその賓概念が不周延なれば、直ちに單純換位をして新全稱肯定に導びくことは出来ない。これは不周延なる賓概念を周延せる主概念として立てるからである。故に限量換位をして特稱肯定となすべきである。例へば「すべての人は動物なり」とを換位すれば「或る動物は人なり」となるが如くである。併し時には主賓兩概念が同義概念にりて、その外延全く相一致なるを知らば單純換位することが出来る。例へば「すべての人は理性的動物なり」から「すべての理性的動物は人なり」とするが如くである。

全稱否定判断に於ては、主賓兩概念共に周延にして全然相排斥するのである。故に單純換位して同義たる全稱否定と導くことが出来るのである。例へば「すべての人は木にあらず」から「すべての木は人にあらず」の如くである。

特稱肯定判断に於ては、主項兩概念が共に不周延にして、一般に或る部分にて一致せることと表示すれば、之に單純換位を加へて特稱肯定を新に作るもその原意を保つのである。例へば、「或る基督教信者は日本人なり」と「或る日本人は基督教信者なり」とするが如くである。又或る場合には原概念が全く主概念と一致し、若しくはそれに包括せらるることと知らば、之を換位して全稱肯定に導くことと出来る。「或る土地は高原なり」と「すべて高原は土地なり」とするが如くである。然し特稱肯定判断の形式上の性質は、二概念の部分的一致を示すに過ぎないものであるから、一般的にはかくすることは出来ない。特稱否定判断にあつては、換位するにはその立言の質が否定的なるべきものであるから、新判断の原概念たる原主概念の周延を要するものであるが、原主概念は不周延であるから違法となる。故に換位することは出来ない。

三、換質換位法

判断の質を変更すると共に、主概念と賓概念とを転置し、然かも原意を保持する新判断を推知するを換質換位法といふ。之を行ふには先づ換質して然る後に換位するのが普通である。

全稱肯定判断は換質して全稱否定を得るが故に、更に換位して全稱否定を得るのである。例へば「すべての金剛石は炭素物なり」とを換質して「すべての金剛石は非炭素物にあらざり」とし、之を換位して「すべての非炭素物は金剛石にあらざり」となる。故に單純換質換位を行ふことが出来る。

全稱否定判断は換質して全稱肯定を経、更に換位して特稱肯定に導くのである。例へば「すべて流行は持続せず」とを換質換位する時は「或る持続せざるものは流行なり」となり、限量換質換位が行はれるのである。

特稱肯定判断は換質して特稱否定となるから、之を換位することは出来ない。故に換質換位を行ふことは出来ない。特稱否定判断は換質して特稱肯定となるから、更に換位して特稱肯定に到らしむ。單純換質換位をなすことが出来る。

第三、對當關係による直接推理

判断の主概念及び賓概念が同一にして、しかも判断の量と質との中のいづれか一つ、又は兩者とも異なる二つの判断の關係、特にその眞偽關係を判断の

對當關係といふ。

この對當關係をA E I Oの四種の判断について説明することとする。

### 一、反對對當

AとEとの關係にして、兩判断は共に真なることを得ず。されど二つながら共に偽りなることがあり得ると云ふ關係である。

「すべて人は生物なり」が真ならんには、「すべて人は生物に非ず」は偽である。即ちAが真なる時はEは必ず偽である。然るに「すべて人は畜生に非ず」が真ならば、「すべて人は畜生なり」は偽である。即ちEが真なる時はAは必ず偽である。故にAとEとは兩者同時に真なること能はず、いづれか一方が真ならば他は必ず偽である。故に一の真なることを知れば必ず他の偽なることを推知することが出来る。

併し孰れかの一方が偽なればして、他は必ず真なりとは言ひ得られない。「すべて人は賢者なり」といふことが偽とするも、「すべて人は賢者に非ず」が必ずしも真なりとはいへない。又、すべて人は賢者と非ずが偽なればして、「す

べて人は賢者なり」といふことが必ずしも真なりとはせぬ。眞理はその中間に存し、「或る人は賢者なり」或る人は賢者ならず」を眞とする場合があるからである。故にAとEとは同時に偽なることを得るものにして、いづれか一方が偽なることを知るにも、他方の眞偽は推知することは出来ない。即ち不明である。

### 二、小反對對當

IとOとの關係にして、兩者共に真なることは出来るが、兩者共に偽なることは出来ないといふ關係である。

例へば「或る人は賢者なり」と、「或る人は賢者に非ず」とは共に衝突するところなく、兩者は共に真なることを得るのである。然るに「すべて人は生物なり」といひ得べき場合に、「或る人は生物なり」といひはば、此の判断は眞であるが、「或る人は生物に非ず」といふのは偽である。之に反して、「すべて人は木に非ず」といふべき場合に、「或る人は木に非ず」といひはば、此の判断は眞であるが、「或る人は木なり」といふ判断は偽である。よつていづれか一方は眞に

して他は偽なることを得るのである。さればIとOとは同時に真なることを得べく、又いづれ一方は真にして他は偽なることがある。故に一方の真なることを知るも、他方の真偽を推知することは出来ない。即ち不明である。然るに一方が偽なる時は他は必ず真である。「或る人は畜生なり」といふ判断が偽なりとすれば、「すべて人は畜生に非ず」といふことは真である。されば「或る人は畜生に非ず」といふ判断は真である。「或る人は生物に非ず」といふ判断が偽なりとすれば、「すべて人は生物なり」といふ判断は真である。従つてIとOとは同時に偽なることは出来ない。一方が偽なれば他は必ず真である。故に一方の偽なることを知れば、他の必ず真なることを推知し得るのである。

### 三、大小對當

AとI及びEとOとの關係にして、全称判断が真であるときは特稱判断は真である。特稱判断が偽であるときは全称判断も偽である。然るに全称判断が偽であるときは、若くは特稱判断が真であるときは、是と對當する特稱判断及び全

稱判断の真偽はいづれにも決定することは出来ぬといふのである。

先づAとIとに就きていはば、「すべて人は生物なり」が真なるときは、「或る人は生物なり」といふは真である。然し、「すべて人は賢者なり」が偽なりとするも、「或る人は賢者なり」は真なることを得。又「すべて人は木なり」が偽なるときに、「或る人は木なり」は偽なるを得る如く、Aが偽なればとてIは必ずしも偽にあらず、又必ずしも真ではない。即ち不明である。又「或る人は賢者なり」が真であるとしても、「すべて人は賢者なり」の真偽は不明である。然し「或る人は木なり」が偽ならば、「すべて人は木なり」は偽であることは明らかである。

茲に於てか全部の真は一部の真を包含し、一部の偽は全部の偽を包含するが、全部の偽は必ずしも一部の偽を包含せず、又一部の真は全部の真を包含することは出来ない。

### 四、矛盾對當

AとO、又EとIとの關係にして、両判断の中間に於て一方は真にして他方

は必ず偽である。両つを共ら共に真なることを得ず。又両つを共ら共に偽なることも得ないといふのである。

先づAとOとについていへば、「すべて人は生物なり」が真ならば、「或る人は生物に非ず」は偽である。又、「或る人は木に非ず」が真ならば、「すべて人は木なり」は偽である。又「すべて人は賢者なり」が偽なれば、「或る人は賢者に非ず」は真である。而して「或る人は生物に非ず」が偽なれば、「すべて人は生物なり」は真である。

以上四種の對當関係圖式、



稱判断も亦偽である。然るに、全稱判断の偽なるときは、特稱判断の真なる

一、反對對當 兩者共に真なることを得ず、

然れども共に偽なることを得。

二、小及對對當 兩者共に偽なることを得ず、

然れども共に真なることを得。

三、大小對當 全稱判断真なるときは特稱判

断も亦真である。特稱判断が偽なるときは全

稱判断の偽なるときは、特稱判断の真なる

四、矛盾對當 其の一は必ず真にして同時に他は必ず偽である。

四種の對當関係一覽表

	O	I	E	A	
	偽	真	偽	真	△真なら
	真	偽	真	偽	E真なら
	不明	真	偽	不明	I真なら
	真	不明	不明	偽	O真なら
	真	不明	不明	偽	A偽なら
	不明	真	偽	不明	E偽なら
	真	偽	真	偽	I偽なら
	偽	真	偽	真	O偽なら

### 第三節 間接推理

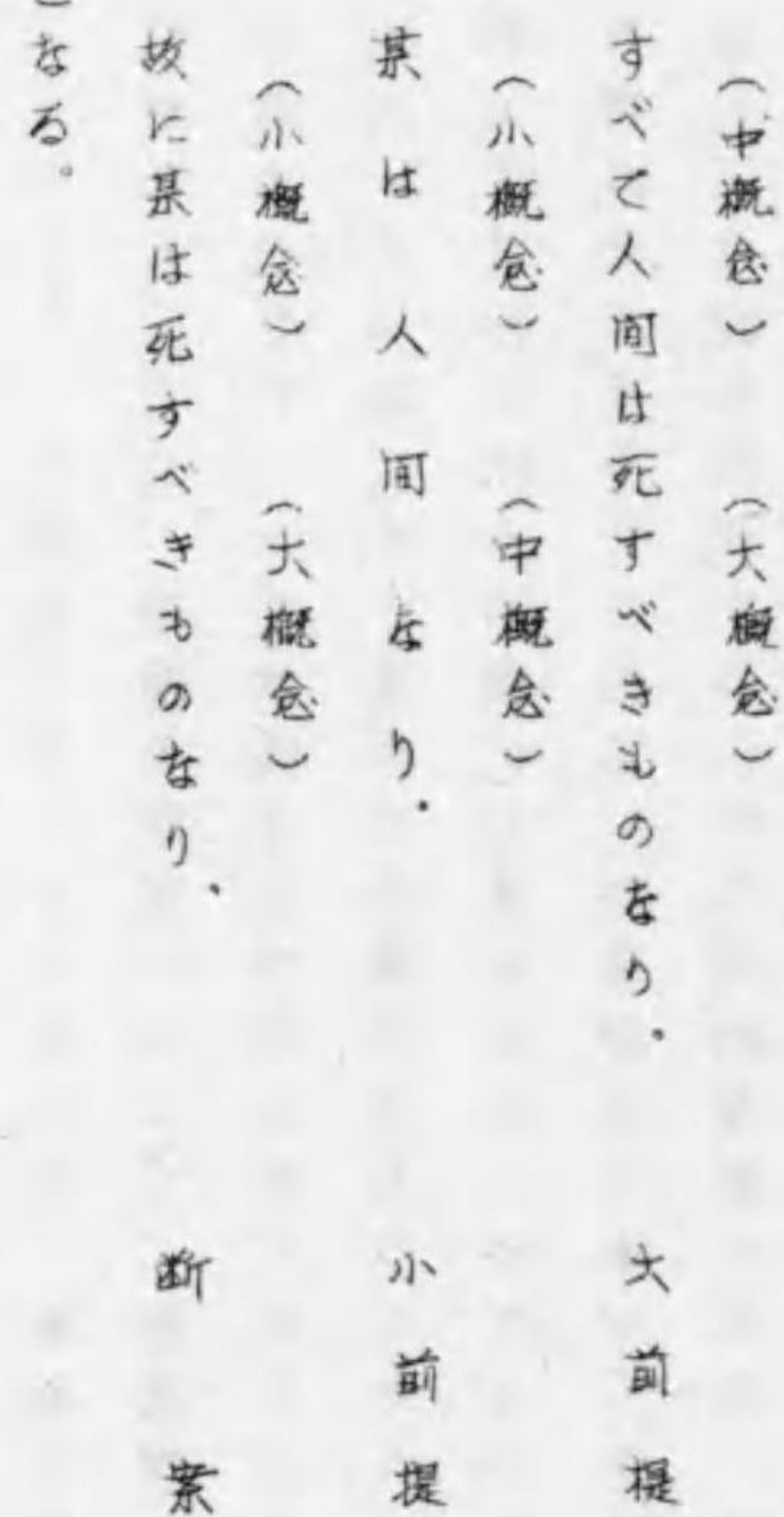
#### 第一、間接推理の意義及種類

##### 一、間接推理の意義

間接推理とは、媒助たる事物によつて推理することである。一概念を媒助として、他の二概念を比較し、これによつて二概念間の関係を明とすることである。例へば「馬は生物なり」といふことを證明せんとせば、之を断案とし、此の中に含める二概念を他の概念に比較する時は、證明することが出来る。先づ「馬」と「動物」とを比較して、「すべて馬は動物なり」の判断を得、更に「動物」と「生物」とを比較して、「すべて馬は生物なり」といふ判断を得、この二判断を承認せば「馬は生物なり」といふ断案は当然であるといふことが出来る。この断案は實に「動物」といふ概念を媒助として、推理せるものである。是の如く、媒助の用をなせる概念を中概念といひ、是に對して、断案の媒概念たるものを大概念といひ、断案の主概念たるものを小概念といふ。かくして大概念と中概念とを比較せる判断を大前提といひ、小概念と中概念とを比較せるものを小前提といふ。是等大小前提と断案とより成れる論式を推論式といふ。推論式の性質は左の如くである。

- 一、すべて推論式は三個より多からざる又少なからざる概念を有す。
- 二、すべて推論式は三個より多からざる又少なからざる判断を有す。

論理学に於ては、通常、大前提を第一と置き、小前提を第二に位せしめ、断案を最後に列せしめるのである。



## 二、間接推理の種類

以上の場合によつて見ると、「すべて人は死すべきものなり」といふ普遍的原理からして、「某は死すべきものなり」といふ断案は、すでに其の中に含まれて居るものと言はなくてはならぬ。されば、「某は死すべきものなり」といふは、それは決して新道理に到達したのではない。たゞ普通の原理の中に含



まれておたところのものを克明ならしめたるにすぎない。併し、それは演繹推理をもつて、普通の原理から特殊の真理を推究するものであるといふ事について、見解の不徹底によるものである。演繹推理に於て、「すべて人は死すべきものなり」といふことも、それはすべての人が死すべしといふのではなくして、即ち真に普遍であるのではなく、是迄の経験上、多数の人が死んでゐるといふまでのことである。そこで「すべて人は死すべきものなり」といふから「茶は死すべきものなり」と推究することによつて、特殊の真理に進んだものである。演繹推理にあつては、普通の原理からして、新真理に進むのみでなく、前提である判断の綜合からして結論を生ずるものであるから、結論にあらはれる真理は判断の妥当性も他の判断から導出することによつて、之を基礎づけ、之を確立する機能を有する事と於て、科学研究上極めて重要なものである。演繹推理に於て原理を提供するものは帰納推理である。帰納推理は個々の事実に現はれたる真理を基礎として普通の真理を推究するものである。而してこれが目的とするところは、現実な事実から因果といふ、必然にして普遍である関係にま

で推究しようとするものである。

又、或る特殊の事実から他の特殊の事実を導出するものに類比推理がある。演繹推理の中には、其の前提とされる判断が定言的であるか、假言的であるか、選言的であるかによつて、定言的、假言的、選言的推理と分たれる。演繹推理は其の形式に於て、二個の前提とされる判断と一個の結論とされる判断とから組織せられてゐるから、之を三段論法といふ。

## 第二、演繹推理

### 一、定言的三段論法

#### (一) 定言的三段論法の原理及規則

##### 一、定言的三段論法の原理

定言的三段論法の原理は、思考の根本原理から出づるものにして、左の四つがある。

第一原理

甲乙二個の概念が同じく第三の概念たる丙に一致するとき、又互に一致する。

此の原理は同一律を適用せるものにして、ただ同一律は事物が他の媒助をま  
たずして、自家と同一なる所以を認知し、此の原理にありては、之を補充し他  
の媒助をまわて二事物の一致する所以を認知するのである。例へば「人」は  
「理性ある動物」なりとし、又、「理性ある動物」は「道德上の責任を有す」  
とせば、「理性ある動物」といふ概念は「人」及び「道德上の責任を有す」と  
いふ二概念に一致し、従つて「人」と「道德上の責任を有す」とは互に相一致  
するものである。而してこの場合に於ては、二概念は全然相一致する。これ絶  
對的同一に本づくによるものである。又、「動物」といふ概念「馬」といふ概  
念と一致し、又「生物」といふ概念と一致する。従つて「馬」といふ概念と生  
物といふ概念とは一致する。此の場合に於ては二概念の一致は前の如く完全な  
らずして、僅かに一部分の一致に過ぎない。これは相對的同一に本づくもので  
ある。

第二原理

甲乙二個の概念ありて、甲は丙なる概念と一致し、乙は之と一致

せざる時は、甲乙互に一致することあたはず。

此の原理は矛盾律を適用せるものである。例へば「人」は「動物」に一致し、  
「木」は「動物」に一致せざるを以て「木」と「人」とは一致せざるが如しで  
ある。

第三原理

甲乙二個の概念が共に第三の概念たる丙と一致せざるときには、  
甲乙互に一致するや否やを推知することは出来ない。

此の原理は不容同位律を適用せるものである。不容同位律は同一律と矛盾律  
とが行はれる場合には如何なる判断をも生ずること能はざるを表示せるもので  
ある。

一切の判断は、肯定と否定との中間のあることを容さない。肯定と否定との  
判断は同一律と矛盾律とによるの外はないからである。例へば「鯨は鳥に非ず」  
「魚は鳥に非ず」といふことを知るも、「鯨は魚なり」とすべきか、「鯨は魚  
に非ず」とすべきか、よるどころなく、知ることあたはざるが如くである。

第四原理

之を有無法といふ。概念の指示する事物の全体について肯定若く  
は否定せられたることは、該事物の各個について肯定若くは否定

せらるゝことを得てするのである。

例へば「すべて人は死す」といふ判断が真ならば、各の人についても、死すといふことを得べし。「すべて人は木に非ず」といふ判断が真ならば「何れの個人も亦木に非ず」といふことを得べしとするが如くである。

### 二、定言的三段論法の規則

第一則 三段論法は三箇の概念と三箇の判断とから成り、然かも三箇づつに限る。

三段論法は媒概念を介して大概念と小概念とを比較結合するものなれば、三箇より少からざる概念を有すべきである。又、大概念と小概念と各々一個なるべき場合は勿論、媒概念も亦一個でなければならぬ。何となれば同一の標準に照すにあらざれば物の比較は成立すべからざるが故である。例へば、

「夢は精神現象なり」  
「人生は夢なり」

といふ前提からは何等の結論をも見ることは出来ない。

三段論法の目的は大概念と小概念との比較、即ち是等二概念の關係について断案を下すのである。而してそれが目的を達せんが爲には、まづ媒概念といふ第三の概念をもちまつて、この媒概念と大小二概念との比較をなすの要があるから、少くとも三箇の判断を有すべきことは勿論である。又、大概念と小概念との比較、即ち断案に到達せしむるには、媒概念と大概念とを比較する判断一個と、媒概念と小概念とを比較する判断一個との外に、何等の判断あるを得ないのである。故に三段論法にあつては、是二箇の判断と断案との都合三箇より多くの判断を有するを得ないのである。正當なる推論式にして、三箇以上の判断を有するものは、單純なる三段論法ではなくして、二箇若くは二箇以上の三段論法の結合せるものである。例へば、

- 「楠正成は日本人なり」
  - 「凡ての日本人は亜細亞人なり」
  - 「凡ての亜細亞人は東洋人なり」
  - 「故に楠正成は東洋人なり」
- といふ推論式について見ると、是の中には楠正成、日本人、亜細亞人、東洋人

の四個の概念と四個の判断とを有するのである。然れども之は定は一箇の三段論法をなくして二箇の結合せるものである。即ち次の如し。

第一の三段論法

「凡ての日本人は亞細亞人なりし。

「楠正成は日本人なりし。

「故に楠正成は亞細亞人なりし。

第二の三段論法

「凡ての亞細亞人は東洋人なりし。

「楠正成は亞細亞人なりし。

「故に楠正成は東洋人なりし。

の如く二個若くは三個以上の三段論法が一推論式に結合せるものである。

第二則 媒概念は、前提に於て少くとも一度は周延されなくてはならぬ。

媒概念は、大小二概念の媒介となつて、其の関係を知らしむる所のもののである。故に大概念と関係せる媒概念の部分は、亦小概念とも関係しなくてはならぬ。

若し、媒概念が大概念と関係せる部と、小概念と関係せる部分との概念に多少の一致の存在せることが確認せらるゝにあらざれば、この大概念と小概念との比較なる断案を成立せしめることは不可能である。何となれば、この場合には、媒概念は毫も媒概念たるの役目と果たさず。例へば、

「或る人は女なりし。

「凡ての小児は人なりし。

といふは誤りとなる。何となれば、この三段論法の媒概念たる「人」は不周延なるが故に、大前提に於て女なりと言はるゝ人の部分と、小前提に於て小児なりといはるゝ人の部分とは、同一のものなりや否や不明である。又、

「すべての教育家は賢人なりし。

「すべての政治家は賢人なりし。

の二前提から、教育家と政治家との関係は如何といふに、その何れが真なるかを断ずることが出来ない。

第三則 前提に於て不周延なる概念は、断案に於て周延されることを得ず。断案は前提中に含まれある事柄以外については、此等の立言をも為すべから

ざるものである。若し前提にて補充せられざる概念を、断案にて周延せしむるときは、前提に含まざることに於いて立言するものなれば、正當の断案にあらざることは明らかである。一の概念の表示せる個物の全体と媒概念との關係にして明らかに行らるゝにあらざれば此の媒概念は他の概念に對して先の概念の全体を結合する事は出来ない。随つて断案中に於ける先の概念は不周延たらざるを得ないのである。

大概念不當周延の誤謬の例

すべての動物は生物なり。

イ すべての植物は動物にあらず。

故に、すべての植物は生物にあらず。

すべて人は生物なり。

ロ すべての馬は人に非ず。

故に、すべて馬は生物にあらず。

凡て善良なる市民は愛国心に富む。

ハ 善良なる市民はいづれも選挙に棄概せず。

一故に、選挙に棄概する市民はいづれも愛国心の精神に富まず。

小概念不當周延誤謬の例

秀吉は猿に似てゐる。

イ 秀吉は豪傑である。

故に豪傑は猿に似てゐる。

すべて馬は四足獸なり。

ロ すべての四足獸は動物なり。

故に、すべて動物は馬なり。

藝術家はいづれも頗る鋭敏なる感覺を有す。

ハ 感覺の頗る鋭敏なる人間は人並外れたる人間なり。

故に、凡て人並外れた人間は藝術家なり。

第四則 両前提が共に否定である時は、何等の断案を得る事は出来ない。

媒概念が大概念にも又小概念にも一致せざる時は、この大小二概念も亦其間の關係を知ることには出来ない。即ち断案は無いのである。例へば、

凡ての人は水にあらずし。

「凡ての馬は人にあらず」といふ二判断を前提としては、何等の断案も下すことは出来ない。この関係は右の四つの場合となるのである。

然るに論理学者中には、この二個の否定前提から断案を下し得るといふ者がある。その推論式は次の如くである。

「凡ての人は木にあらず」

「凡ての馬は人にあらず」

「故に、或る馬ならぬものは木にあらず」

かくの如くする時は、二個の否定前提からして断案を得る如くであるが、其の実は然るに非ず。この「或る馬ならぬものは木にあらず」といふ断案は、二個の否定前提からして、直接に推理せられたものでなくして、其の小前提を换位し又は換質することによつて来たものに見るのが正當である。即ち「凡ての馬は人にあらず」を換質すれば、「凡ての人は馬にあらず」となる。而してこれを更に換質すれば、「或る馬ならぬものは人なり」となる。かくしてこれを元の小前提の代りに置くときは左の如くなるのである。

「凡ての人は木にあらず」

「或る馬ならぬものは人なり」

「故に、或る馬ならぬものは木にあらず」となるのである。

第五則 前提の一つが否定的なる時には断案も否定的である。両前提共に肯定的なるときは、断案も肯定的である。

前提の一つが否定的である時は、大小両概念は互に不一致であるから、何等肯定することは出来ない。故に断案は否定的たりざるを得ない。例へば、

「生物は死するものである」

「石は死するものではない」

「故に石は生物ではない」

又、前提が共に肯定の時は、大小両概念は一致するから、断案は肯定となり、決して否定となることはない。例へば、

「すべての動物は生物なり」

「すべての人は動物なり」

第六則 兩前提共に特稱なる時は、断案を得ること能はず。

二個の前提が共に特稱なりと假定すれば、両ながら肯定なるか、又は其の一方のみが否定にして他の一方は肯定なるか、何れかの場合でなければならぬ。今両つながら肯定なりと假定せんに、凡て特稱肯定命題にあつては、主辞も賓辞も共に周延されない。然るに三段論法に於ては媒概念が一度は周延されなくてはならぬのである。故に前提が両つながら特稱肯定であるときはこの法則に背くことになる。随つて断案は得られない。

次に前提の一つを否定判断と假定すれば、すべて特稱否定判断にあつては主概念は、不周延にして賓概念は周延されるのである。故に二個の前提の中にて周延されたる概念は一個となるわけである。然るに第五則によつて其の断案も亦否定でなければならぬ、而して否定判断にあつては、賓概念は必ず周延されるべきものであるから、前提中の大概念は、あらかじめの周延されてゐなくてはならぬ。然るときは前提中に於て周延せられたる唯一の概念は、大概念をなればならぬ。従つて媒概念は不周延でなくてはならぬ。之を要するに、

一、兩前提共に特稱肯定なる時は、媒概念が不周延であるから、第二則に及す

る。

二、前提の一方が特稱肯定で、他が特稱否定である時は、第二則によつて、特稱否定賓概念を媒概念とせねばならぬ。かくて一つの前提が否定であるから、断案は否定と為り、大概念は周延されるのである。然るに前提では媒概念以外周延されたものがないから、不備周延の誤謬となるのである。

三、兩前提共に特稱否定である時は、第四則に背くのである。

第七則 一つの前提が特稱である時は、断案は必ず特稱をななければならぬ。此の場合には單に其の實の上から見るときは、二個の前提が両ながら肯定であるか、又は其の一方が否定であるか、二者其の一とあらねばならぬ。かりに両ながら肯定なりとせんか、周延せられる得る概念は唯一つのみである。是の一個の前提は假定によつて特稱であるから主賓共に周延せられない。他の一個が若し全稱である時は、其の主概念のみ周延されるのである。然るにこの唯一の周延されたる概念は媒概念をなればならぬ。故に断案には、一個も周延されたる概念が存しないのである。随つて此の場合には特稱判断をなればならぬ。

次に前提の一つが否定である場合を考へるに、此の場合に於ては、周延せられ得る概念は、主概念に一、賓概念に一と都合二個あるのみである。之を詳言すれば、若し假定せる特稱なる前提が、否定なる時は、賓概念周延せられ同時に他の前提が全稱なる時は、主概念が周延せられるのである。又、假定せる特稱なる前提が、肯定なる時は、主賓共に周延せられない。然し同時に他の前提が、全稱否定である時は、主賓両概念共に周延せられる。而して此の場合に於て周延せられる二個の中の一は媒概念となればならぬ。故に断案中に存在する周延せられたる概念は一個である。而してこれが断案は否定でなければならぬ。又て否定判断にありては、其の一個の概念のみが周延せられるものは、特稱否定命題である。故に一般に前提が特稱である時は、其の断案は必ず特稱である。之を要するに、

- 一、全稱肯定と特稱肯定とを前提とする時は前提に於て周延せられたる概念は全稱肯定の主概念のみである。而してそれは第二則によりて媒概念でなければならぬ。即ち前提にあつては、小概念も周延せられないから、断案は特稱肯定でなければならぬ。

- 二、前提が全稱否定と特稱肯定であるか、又は特稱肯定と特稱否定とであるかの場合には、共に周延せられる概念は二つだけである。

- 三、前提が全稱否定と特稱否定である時には第四則に背くから断案は得られな

(二) 定言的三段論法の格と式

一格

媒概念は大小両前提に共通に存するが、それらの各に或は主概念或は賓概念として配置せられるのである。三段論法の論式は四種別せられる。是は前提に於て媒概念が大小概念と種々なる關係を成立せしむるところの形式にして、之を三段論法の格といふのである。

- 第一格とは、媒概念が大前提の主位にあり、小前提の賓位にあるものをいふ。
- 第二格とは、媒概念が両前提の賓位にあるものをいふ。
- 第三格とは、媒概念が両前提の主位にあるものをいふ。
- 第四格とは、媒概念が大前提の賓位となし、小前提の主位にあるものをいふ。



今、「小」と「大」を以て断案の成素をなす主位と賓位をあらはし、「嫌」を以て嫌概念をあらはせば左の如くなる

第一格

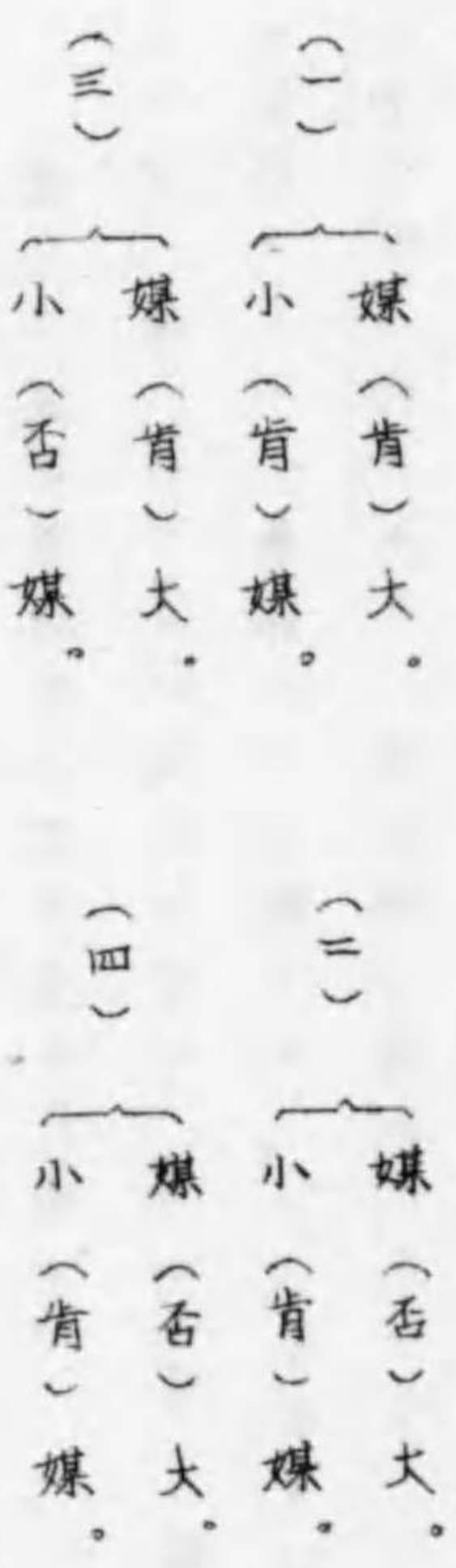
第二格



二、式

定言的三段論法は三個の判断からなり、その判断は各々A E I Oの何れをも取り得る。この三個の判断をA E I Oの表はしたものを三段論法といふ。  
三、各格の正確なる式

第一格の式



之が推理を行ふには次の原則によらねばならぬ。

第一原則 全部が一致せるものには部分も亦一致する。

第二原則 全部が分離せるものより部分も亦分離する。

(一) には大前提たる「嫌(肯)大」をAとなし、小前提たる「小(肯)嫌」をA或はIとするときは、「嫌」の全部は「大」に一致し、「小」の全部若くは部分は「嫌」に一致してその部分をなすのである。故に特別原則たる第一によつて「小」の全部或は部分は「大」の部分に一致すると推知するものである。

(イ) Barbara A A A

嫌 a 大 すべてMはPなり。  
 小 a 嫌 すべてSはMなり。  
 小 a 大 故にすべてSはPなり。

「例」

すべて生者は必ず滅す。  
すべて英雄も生者の一人なり。  
故に、英雄も必ず滅す。

(D) Datrii A I I

媒 a 大。 すべて M は P なり。  
小 i 媒。 ある S は M なり。  
小 i 大。 故に ある S は P なり。

「例」

すべて迷信は人智の進歩を害す。  
或る宗教は迷信なり。

故に、或る宗教は人智の進歩を害す。

(二) は「媒(舌)大」を E となし、「小(肯)媒」を A 或は I とせば、「媒」の全部は「大」の全部より分離して、「小」の全部又は部分は「媒」と一致してその部分となすものごである。故に第二原則によつて、「小」の全部或は部分は「大」

の全部と分離することと推知し得るのである。

(イ) Celarent E A E

媒 e 大。 如何なる M も P にあらず。  
小 a 媒。 すべて S は M なり。  
小 e 大。 故にすべて S は P にあらず。

「例」

すべて人間は全智全能にあらず。  
すべて豫言者は人間なり。  
故に、すべて豫言者は全智全能ならず。

(D) Eerid E I O

媒 e 大。 如何なる M も P にあらず。  
小 i 媒。 ある S は M なり。  
小 o 大。 故に ある S は P にあらず。

「例」

すべて人間の弱兵は神の本性に属せず。

神話に見ゆる神の或る性は人間の弱矣なり。

故に 神話に見ゆる神の或る性は神の本性に属せず。

(三) よりは一定の断案を推知することは出来ない。『小(否)媒』に於て、『小』は『媒』より全く分離し、『媒(肯)大』に於てその『媒』は『大』の或る部分をなすことを見れば、『小』が『大』の或る部分から分離することと推知し得ないでもないが、『大』は不周延であるから其の外延は一定しないのである。さればその部分たる他の部分も、其部分から分離するものであるか否かは不明である。よつて『小』より『大』に對する關係を立言することは難しいのである。

(四) は何等の断案を以て確定することは難しいのである。

以上によつて、第一格の小前提は常に肯定的でなくてはならない。隨つて媒概念は不周延である。故に媒概念の條件を充さんとするならば、大前提に於て主位なる媒概念の周延することを要するのである。よつてそれは全稱的たるべきものである。

第二格の式



これが推論を行ふには次の二原則を要する。

第一原則 全部の各部は全部より分離せるものより分離する。

第二原則 全部より分離せらるるものは、またその部分より分離する。

(一) は両前提共に肯定的なれば、その賓位たる媒概念は一度も周延せられな

い。従つて確然たる断案を得ることは出来ない。  
(二) にあつては、『大(否)媒』をEとし、『小(肯)媒』をA或はIとすれば、『大』の全部は『媒』の全部より分離し、『小』の全部又は部分は『大』の部分

(イ) Cesare E A E

大e媒 如何なるPもMにあらず

小w媒 すべてSはMより

小e大。 故に如何なるSもPにあらず。

「例」

すべて勇者は臆病ならず。  
すべて迷信者は臆病なり。  
故に、すべて迷信者は勇者にあらず。

(ロ) Festino E I O

大e媒。 如何なるPもMにあらず。

小i媒。 あるSはMなり。

小o大。 故に、あるSはPにあらず。

「例」

すべて着実なる者は懶惰にあらず。  
小成に安んずる者の多くは懶惰なり。  
故に、小成に安んずる者の多くは着実なる者にあらず。

(三)は「大(肯)媒」EAとし、「小(否)媒」E或はOとせば、「大」は「媒」の部分となり、「小」の全部又は部分は「小」の全部より分離する。

(イ) Camestres A E E

大a媒。 すべてPはMなり。

小e媒。 如何なるSもMにあらず。

小e大。 故に、如何なるSもPにあらず。

「例」

すべて教育ある者は学理に注意す。  
すべて田夫野人は学理に注意せず。  
故に、すべて田夫野人は教育ある者にあらず。

(ロ) Baroco A O O

大a媒。 すべてPはMなり。

小o媒。 あるSはMにあらず。

小o大。 故に、あるSはPにあらず。

「例」

すべて道徳家は虚を忌むこと甚し。  
多くの政治家は虚言を忌むこと甚しからず。

故に、多くの政治家は道徳家にあらず

(四)は両前提共に否定的であるから除去すべき場合である。

以上によつて見るに、第三格にあつては、その前提の一方が必ず否定的でなく  
てはならぬ。

第三格の式

(一) 媒(肯)大、  
媒(肯)小。

(二) 媒(否)大、  
媒(肯)小。

(三) 媒(肯)大、  
媒(否)小。

(四) 媒(否)大、  
媒(否)小。

これが推理上の特別の原則に次の二項がある。

第一原則 全部が一致せるものとこれを部分となすものとは少くとも一部分  
相一致する。

第二原則 部分的に一致せるものは、その同一部分より全く分離せるものより  
少くとも一部分分離する。

(一)は両前提共に肯定的なれば、両者共に全稱的なる時はいふまでもなく、

よしやその一方が特稱的なるも、いづれが大前提若くは小前提たるもきつか  
へはない。いづれの場合にも「媒」の全部は「大」又は「小」と一致すべく、  
且つそれは交々それらの部分となすのである。

(イ) Darapti A A I

媒大 すべてMはPなり。

媒小 すべてMはSなり。

小大 故にあるSはPなり。

例

すべて正當防衛は敵者を殺害することを得

すべて正當防衛は生命危険なる際なり。

故に、或る生命危険なる際は敵者を殺害することを得。

(ロ) Disamis I A I

媒大 あるMはPなり。

媒小 すべてMはSなり。

小大 故に、あるSはPなり。

「例」

或る人民は國法を犯す  
すべて人民は平等に國法によつて保護せらる。  
故に、平等に國法によつて保護せらるゝ或る者は國法を犯す。

(ハ) Datisi A I I

媒 a 大、 すべて M は P なり。

媒 i 小、 ある M は S なり。

小 i 大、 故にある S は P なり。

「例」

すべて野車なる詩歌は斥くべし。  
多くの野車なる詩歌は流行し易し。  
故に、多くの流行し易きものは斥くべし。

(ニ)は、若し両前提が、全稱的なるときは、「媒」の全部は「小」と一致してその部分をなし、また「大」よりは全く分離する。又、一方が特稱的なるときは、「媒」の全部又は一部は「小」と部分的に一致し、「大」よりは全く分

離する。

(イ) Felapton E A O

媒 e 大、 如何なる M も P にあらず。

媒 a 小、 すべて S は M なり。

小 o 大、 故にある S は P にあらず。

「例」

すべて眞の学者は學識を誇らず。  
すべて眞の学者は實の事理に通ず。  
故に、或る實際の事理に通ずる者は學識を誇らず。

(ロ) Bocardo O A O

媒 o 大、 ある M は P にあらず。

媒 a 小、 すべて M は S なり。

小 o 大、 故に、ある S は P にあらず。

「例」

多くの奇抜なる理想は実行する能はず。

すべて奇抜なる理想は人の好奇心を喜ばしむ。  
故に、人の好奇心を喜ばしむる或るものは実行する能はず。

(八) Farsion EIIO

媒 e 大。如何なる M も P にあらず。

媒 i 小。ある M は S なり。

小 o 大。故に、ある S は P にあらず。

「例」

すべて冗長なる詩文は美的ならず。

或る冗長なる詩文は教訓的なり。

故に、或る教訓的のものは美的ならず。

(三) は、「小」が「大」の或る一部より分離せることを知り得るのみで、その全部より分離せるや否やは、「大」の不周延なるために不明である。

(四) は、何等の推論式と得ることも出来ない。

第四格の式

(一) 大(肯)媒  
媒(肯)小

(二) 大(肯)媒  
媒(否)小

(イ) Bamalip AA I

大 a 媒。すべて P は M なり。

媒 a 小。すべて M は S なり。

小 i 大。故に、ある S は P なり。

「例」

すべて暴飲暴食は身体を害す。

すべて身体を害するものは之を慎むべし。

故に、ある慎むべきものは暴飲暴食なり。

(ロ) Galemes AE E

大 a 媒。すべて P は M なり。

媒 e 小。如何なる M も S にあらず。

小 e 大 故に如何なる S も P にあらず。

「例」

すべて世俗の事は泡沫夢幻に似たり。

如何なる泡沫夢幻に似たるものも人に永遠の幸福を与ふるものにあらず。

故に、人に永遠の幸福を興ふる如何なるものも世俗の事にあらず。

(イ) Dimatis I A I

大 i 媒 ある P は M なり。

媒 a 小 すべて M は S なり。

小 i 大 故に、ある S は P なり。

「例」

ある花は香し。

すべて香しきものは快感を興ふ。

故に、ある快感を興ふるものは花なり。

(II) Fesapo E A O

大 e 媒 如何なる P も M にあらず。

媒 a 小 すべて M は S なり。

小 o 大 故に、ある S は P にあらず。

「例」

如何なる君子人も偽を語らず。

すべて偽を語るものは疎んぜらる。

故に、ある疎んぜらるる者は君子人にあらず。

(ホ) Fresison E I O

大 e 媒 如何なる P も M にあらず。

媒 i 小 ある M は S なり。

小 o 大 故に、ある S は P にあらず。

「例」

如何なる共和国も世襲の君主を戴くものにあらず。

世襲の君主を戴ける或る國はよく治まる。

故に、よく治まれる或る國は共和国にあらず。

以上の説明と概括すれば左の如くである。



定言的論法の正否を吟味するには三つの方法がある。一はその論法の格を見、次にその式が該格の適合する六式の中にあるか否かを見、更に第一則に及せざるやを検すること。二は第一則から第七則までに照合するのである。

第四格	第三格	第二格	第一格
断 <small>小</small> 大	断 <small>小</small> 大	断 <small>小</small> 大	断 <small>小</small> 大
前 <small>前</small>	前 <small>前</small>	前 <small>前</small>	前 <small>前</small>
案 <small>提</small> 提	案 <small>提</small> 提	案 <small>提</small> 提	案 <small>提</small> 提
( <small>小</small>   <small>大</small> )	( <small>小</small>   <small>大</small> )	( <small>小</small>   <small>大</small> )	( <small>小</small>   <small>大</small> )
(A A A)	(A A A)	(A A A)	A A A
<u>I A A</u>	I A A	(I A A)	<u>I A A</u>
<u>E E A</u>	(E E A)	E E A	(E E A)
<u>O E A</u>	(O E A)	<u>O E A</u>	(O E A)
(I I A)	I I A	(I I A)	I I A
(O O A)	(O O A)	O O A	(O O A)
(E A E)	(E A E)	E A E	E A E
<u>(O A E)</u>	O A E	<u>O A E</u>	<u>O A E</u>
<u>O I E</u>	O I E	O I E	O I E
<u>I A I</u>	I A I	(I A I)	(I A I)
(O A O)	O A O	(O A O)	(O A O)

前表中横線を加へて示せるは全稱判断の結論を得べき場合に特種判断の結論を得たるもので、微弱判断と呼ばれ、波線を加へて示せるは不自然なるものである。括弧を加へたるものは第二則か第三則に及するものとして、正しくして且つ實際上役立つものは合計十四式である。

第四格	第三格	第二格	第一格	格式
			正	AAA
(正)	正		(正)	(IAA)
(正)		正		EEA
(正)		(正)		(OEA)
	正		正	IIA
		正		OOA
		正	正	EAE
(正)	正	(正)	(正)	(OAE)
(正)	正	正	正	OIE
(正)	正			IAI
	正			OAO

## 二、假言的三段論法

### 一、假言判断

假言判断にあつては、後件は前件に隨て必ず来るものなれば、前件を真なりとせば、後件も亦必ず事実とふればならぬ。かく後件は前件にして真ならば必ず真なるべきものなれば、後件を偽なりとせば、前件も隨て偽となければならぬ。「若し雨降らば道路悪しかるべし」といふ假言判断に於て、若し道路悪しかりざるを事実とせば、雨降らざることも亦事実となければならぬ。雨降らば必ず道路悪しといふことは、此の判断の立言によるものである。然し前件が事実に於て存せざる時は、後件も亦必ずしも存せずと言ふことは出来ない。假言判断の立言するところは、若し前件に於て事実なる時は後件も亦事実なるべしといふので、後件と事実ならしむる事情は、前件に示せるものの外に全く無いといふ意義を含めるものではない。道を悪くするためには、水を撒くことも可にして、必ずしも雨降を要しないのである。又、後件にして事実ならば、前

件必ずしも事実なりとは言はない。その後件は前件以外の他の原因によつて、存立せるものなるやを知ることは出来まいからである。

即ち假言判断は前件と所依として後件を言定するものであるから、前件と後件との関係は、原因と結果との関係にあるものもあれば、本体と屬性との関係にあるものもあり、更に理由と所知との関係に置かれるもの等あつて必ずしも一なりとはしないのである。かくの如く事実に於て同一ならぬ関係にあるものを同一の言表形式をもつてする所又は如何といふに、前件と後件との関係が、事実上の関係に即しつゝ、も尚且つ全稱肯定的に立言し得る結果である。

### 二、假言判断の法則

假言判断には次の如く四つの法則がある。

第一、一の假言判断の前件肯定をすれば、其の後件を否定することは出来ない。

第二、一の假言判断の後件を否定すれば其の前件をも否定することが出来

第三、一の假言判断の前件を否定するとも、必ずしも其の後件を否定する  
ことは出来ない。

第四、一の假言判断の後件を肯定するとも必ずしも、其の前件を肯定する  
ことは出来ない。

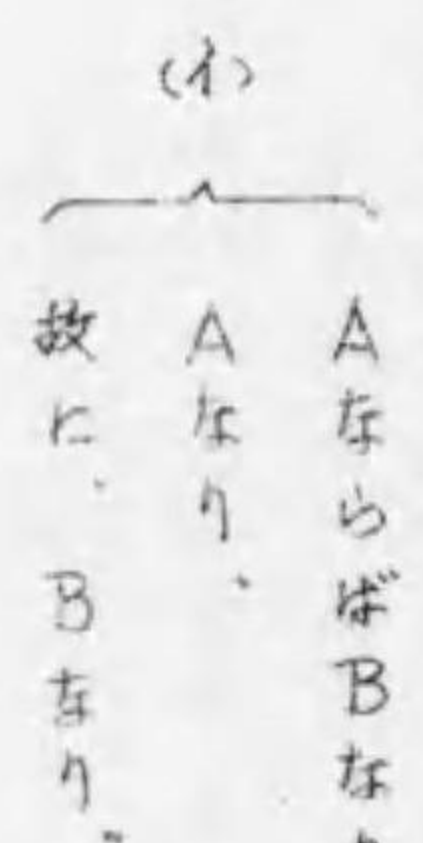
以上四箇條の規則に就いて説明すれば、假言判断は其の前件を主概念とし、  
其の後件を賓概念とせる全称肯定判断を根據とするものであるから、其の前件  
と後件との關係は、その全称肯定判断の主概念と賓概念との關係の如くである。  
後件を支配する法則はその前者をも支配する。假言判断の前件を以て主概念と  
し、その後件をもつて賓概念とするところの全称肯定判断をつくらんとするに  
この判断の成立を承認するは其の主概念を承認することによつて、其の賓概念  
を承認すべきはいふまでもない。第二の條件は、一の全称肯定判断を是認せる  
ときは、その賓概念に非ざるものは、その主概念の中にあらざることを認むべ  
きものである。第三の條件は一の全称肯定判断を是認するときは主概念に非  
ざるものは、皆、賓概念に非ずれば形式上直ちにいふべからざるものである。  
第四の條件は、全称肯定判断を换位せんとするならば減量せざるべからずと

は、直接推論の規定するところとなるものである。

即ち假言判断の前件後件を支配する規則は、定言判断の主賓概念を支配する  
法則に基くものであるが、この四箇條の規則に従つて、假言判断を用ひて推論  
するものである。

### 三、假言的三段論法

假言的三段論法とは、其の判断の一個又は二個が假言判断である場合をいふ  
のである。一般には、大前提のみが假言判断であつて、小前提や断案は共に定  
言判断であるものといふのである。大前提である假言判断には前件と後件とが  
ある。故に小前提であるところの定言判断は、その何れをも肯定し或は否定す  
ることが出来る。これがために同一の大前提の下に、四個の假言的三段論法の  
異りたる方式を得るものである。



例 彼が無罪となれば、判官は公平なり。  
彼は無罪なり。  
故に判官は公平なり。

(ロ) AならばBなり。  
Bならず。  
故にAならず。

例 不正手段を行へば彼は管送す。  
彼は管送せず。  
故に、不正手段を行はず。

(ハ) AならばBなり。  
Aならず。  
故に、Bならず。

例 彼が無罪となれば、判官は公平なり。  
彼は無罪とならず。  
故に判官は公平ならず。

(ニ) AならばBなり。  
Bなり。  
故に、Aなり。

例 不正手段を行へば、彼は管送せり。  
彼は管送せり。  
故に不正手段を行へり。

#### 四 混合假言的三段論法

假言的判断を第一前提とし、定言的に其の前件を肯定し、又は其の後件を否定する判断を第二前提とするものにして断案に於て後件を肯定するものと肯定式(權威的假言的推論式)といひ、其の前件を否定式(破壞的假言的推論式)といふ。

(肯定式)

A若しBならばCはDなり。  
AはBなり。

故にCはDなり。  
若し雨降らば地湿ふ。  
雨降る。  
故に、地湿ふ。

(否定式)

A若しBならばCはDなり。  
CはDならず。  
故にAはBならず。  
若し雨降らば地湿ふ。  
地湿はず。  
故に、雨降らず。

### 五、純粹假言的三段論法

第二前提たる立決的判断によつて假言的に第一前提たる假言的判断の前件を肯定し、或は後件を否定し、その結果として、断案に於て假言的に、或は其の

後件を肯定し、或は其の前件と否定することによつて成るものである。故に肯定的と否定的との別があるのである。

AならばBなり。  
CならばAなり。  
故に、CならばBなり。

悪疫流行すれば多数の人死亡す。  
公衆の衛生思想幼稚なれば悪疫流行す。  
故に、公衆の衛生思想幼稚なれば多数の人死亡す。

### 六、假言的推論式の定言的改造

假言的三段論法は、定言的三段論法とは異るとはいへ、兩者共に一般の真理を前提とし、之を特殊或は現実の場合に適用して、その證明をなす矣に於ては全く相似てゐる。然し兩者はその目的を異にするのである。一は概念の外延的見地に成れる判断を基礎として其の間に生ぜる推理を表さんとし、他はその内包的見地に成れる判断を基礎とし、その間に生ぜる推理を表さんとするもので

ある。

假言的判断に於ける内包的意義を一転し、之を外延的意義に於て考察する

時は、假言的推論式は容易に之を定言的に改造し得るものである。例へば、

若し思慮分別をめぐらせば事に當つて誤らず。

若し沈着なれば思慮分別をめぐらす。

故に、若し沈着なれば事に當つて誤らず。

E. 次の如く改造することが出来る。

すべて思慮分別をめぐらすものは事に當つて誤らず。

すべて沈着なるものは思慮分別をめぐらす。

故に、すべて沈着なるものは事に當りて誤らず。

又、混合假言的の如きは、一見第二前提に於て須概念に當るべきものを缺いてゐる観があるが、第二前提は第一前提を現実に適用して、立言せるものにして、断案はそれらの場合に於ける歸結を示すものである。

若しAなればBなり。

Aなり。

故に、Bなり。

といふ肯定式は、

すべてAなる場合はBなり。

今現実の場合はAなり。

故に、今現実の場合はBなり。

とある。然しながら假言判断を以てその前件（肯定的なると否定的なるとにかかはらず）之を主概念となし、その後件（肯定的なると否定的なるとにかかはらず）之を須概念とする全称肯定判断を基礎とする場合からすれば、すべての式が悉く各格に一致するとはいへないのである。例へば、

甲ならば乙なり。

丙ならば甲ならず。

故に、丙ならば乙なり。

といふ場合に於ける二つの「甲ならず」は一語と見るべきものであるから、之を非甲として、還元するときは、定言的三段論法の第一格に應ずるとなすことが出来るのである。然し、

甲ならずば乙なり。  
甲ならずば丙なり。

故に、甲ならずば乙なり。

に於ける、「甲ならず」はこれを、非甲として、「丙ならずば」は非丙となすべきものであるから、之を定言判断と還元するときは、三段論法の規則第一條を犯すこととなるのである。そこでこれを合法則的のものとなさんとせば、諸種の方法を施さねばならない。

### 三、選言的三段論法

#### 一、選言判断の性質

選言判断を成素とする三段論法を選言的三段論法といふのである。二つの定言判断を或る関係に結合せしめて言表するとき、二つ以上の假言判断を一括して言表するときには選言判断となるのである。選言判断とは、「其の飛びしも

のは鳥かはた魚なり」といふやうにその飛んだものが鳥であるか魚であるかのいづれであるかは判明しないが、その何れかのうちの一つであることを選んで立言せるものである。この判断に於てか、げるところの事物は必ずしも二つとは限らないのである。「梅か桃かはた櫻かなり」とも、彼の入学し得べきは中学か商業か工業か農業か実業か水産かなり」といふことを得べく、そこで、

A かはた B かなり。

A は B かはた C かなり。

A が B なるかはた C が D なるかなり。

選言判断に於て選擇取捨せらるべき部分を選言肢と名づける。選言肢の言表は、「Aならずるか、Bならずるかなり」といふ様子の否定的言表であつても其の性質に於ては何等異なるところは無いのである。

然らば選言判断成立の根據如何といふに、まづ、「A かはた B かなり」といふ選言判断の意義は A なるか、B なるか、いづれか、定かではないが、其のうち何れかの一つである。即ち「A ならずば B ならず」として、「A ならずば B ならず」といふことと、二つの假言判断から成るものである。詳言すれば、

(1) AならばBならず。  
 (2) BならばAならず。(1)の後件を否定せるもの)  
 (3) AならずばBなり。  
 (4) BならずばAなり。(3)の後件を否定せるもの)  
 となる。送言判断にては、一を取れば他を捨つべく、他を捨つれば残れる一を  
 取らねばならぬ。諸部分相互の關係は幾多の假言判断をもつて言表せらるべき  
 ものである。¬AかはたBなり」といふ判断について、¬Aなり」といへば、  
 ¬Bにありず」といふべく、¬Aならず」といへば、¬Bなり」といへばならぬ。  
 これは假言判断の規則に従ふものである。  
 送言肢相互の關係はどうであるかといふに、掲げられた送言肢以外に他の有  
 在を認める場合には、完全なる送言判断といふことは出来ない。故に二つの送  
 言肢から成立つ送言判断は二個乃至四個の假言判断を以て完全に成立する場合  
 に於てのみ成立するものである。かゝる場合には、一送言肢に対して矛盾語若  
 ししくは矛盾判断をかゝげて他の送言肢となすべきものである。いま送言肢三個  
 の場合を示さんか。

Aか、Bか、はたCかなり。

この送言判断は次の十二個の假言判断から成るものである。

(イ) AとBとの關係

- AならばBならず
- BならばAならず
- AならずばBなり
- BならずばAなり

(ロ) AとCとの關係

- AならばCならず
- CならばAならず
- AならずばCなり
- CならずばAなり

(ハ) BとCとの關係

- BならばCならず
- CならばBならず
- BならずばCなり
- CならずばBなり



### 二、選言的三段論法の法則

三段論法の大小兩前提の中、大前提は選言的判斷にして、小前提は大前提の選言肢中の何れかを肯定又は否定する定言的判斷から成れるものを選言的三段論法といふ。選言的判斷は二個以上の賓概念を有し、然かもその賓概念は互に相排斥して兩立出来ないものであるから、その一つを定立するならば、他は破斥され、その一を破斥すれば他は定立せられねばならぬ。されば否定前提から肯定断案が得られ、肯定前提から、否定断案が生れるのである。

第一則 賓概念たる選言肢は、主概念のありゆる場合を挙げねばならぬ。

第二則 賓概念たる選言肢は、その外延に於て互に排斥すべきもので、相交錯してはならぬ。

すべての人は賢人か愚人かなり。

彼は賢人にあらず。

故に、彼は愚人なり。

は第一則に反し

凡そ国士は愛国の情が深いか忠君の志が堅いかである。

この国士は忠君の志が堅い。

故に、この国士は愛国の情が深くない。

は第二則に反する。

### 三、選言的三段論法の種類

選言肢のいづれかを否定することによつて他肢を肯定することとを構成的論法といひ、その反対なるを破壊的論法といふ。

(イ) 構成的論法

AはBなるかCなるかなり

AはBならず

故に、AはCなり

この金属は金か、銀か、銅か、はた鉄かなり。

然るに金にも、銀にも、銅にもあらず。

故に、この金属は鉄なり。

(ロ) 破壊的論法

AはBなるかCなるかなり。

AはBなり。

故に、AはCならず。

此の人は善人か悪人かなり。

此の人は善人なり。

故に、此の人は悪人にあらず。

四、雙肢的三段論法（両刀論法）

一、雙肢的三段論法

雙肢的三段論法とは、假言的判断と逆言的判断とを前提とする三段論法である。第一前提には二個の假言的命題をあげ、第二前提はその両命題の前件を共に逆言的に肯定するか、若くは其の後件を共に逆言的に否定する定言的判断になる。かくして断案に至りて、それらの後件を共に肯定するか、若くは前件

を共に否定するものにして、構成は雙肢的三段論法と破壊的雙肢的三段論法とに區別す。

二、雙肢的三段論法の法則

第一、假言的判断の前件と後件との関係は必然的性質のものでなくてはならぬ。然らざるときは、眞の假言的判断たり得ずして、推理し得ぬにいたるものがある。

第二、小前提の逆言的命題は完全に逆言的性質のものでなくてはならぬ。即ち逆言的命題の一切が網羅されて、遺漏なく且つ其の範圍が相互に排斥し合はねばならぬ。

第三、小前提は假言的判断の前件を肯定するか、其の後件を否定しなくてはならぬ。

三、雙肢的三段論法の種類

(一) 單純構成的論法

AなればBなり、CなればBなり、  
Aなるか、Cなるかなり。

故に、Bなり。

之は第一前提の両後件が同一にして第二前提に於てその前件を送言的に肯定せるものと、断案は定言的判断である、断案の定言的であることによつて單純雙肢的三段論法といふ。而して前件を肯定するところから構成的論法といふ。

彼若し今に於て其の秘密を他人に洩さば世間の非難を受くべし、彼若し依然として其の秘密を守らんも世間の非難を受くべし。

彼は今、その秘密を他人に洩らすか、はた依然として其の秘密を守るか、彼としては他に取るべき途なし。

故に、いづれにしても彼は世間の非難を免れず。

(二) 複雑構成的論法

AなればBなり、CなればDなり、

Aなるか、Cなるかなり。

故に、Bなるか、Dなるかなり。

これは第一前提の前件後件共に異なるものにして、第二前提は其の両前件を送言的に肯定してゐる、かくしてその断案は送言的判断である、故にこれを複雑構成的論法と云ふ。

彼若し爭突既往の行動の悪しかりしを知りてこれを改めずば、人を欺くの罪を犯すべし、若し又是を改めなば変節の非難を蒙るべし。

彼は其の行動を改むるか改めざるか二者其の一を取らざるべからず。

故に、彼は人を欺くの罪を犯すか、変節の非難を蒙るべし。

(三) 單純破壞的論法

AなればBなり、AなればCなり、

Bならざるか、Cならざるかなり。

故にAならず。

第一前提の両前件が同一なるものにして、第二前提は其の後件を送言的に否定して定言的結論を得たものである、故に單純破壞的論法といふ。

彼若し常識ある人間ならば、友人の忠告を入るべし、又若し常識ある人間

ならば、其の職を辞すべし。

彼は友人の忠告を容れざるか、其の職を辞せざるかあり。

故に、いづれにしても彼は常識ある人間にあらず。

#### (四) 複雑破壊的論法

A ならば B なり、C ならば D なり。

B ならざるか、D ならざるかあり。

故に、A ならざるか、C ならばざるかあり。

若し軍人にして其の本分に忠実ならんか、上官の命令に服従すべし。若し

軍人にして、賢明ならんか、上官の命令を理解すべし。

彼は上官の命令に服従せざりしか、若くは、其の命令を理解せざりしかを

り。

故に、彼は其の本分に忠実ならざりしか、然らざれば賢明ならざりしかを

り。

#### 四、兩刀論法の誤謬の例

(イ) 学生若し眞に学を好まば、利戦を興ふるの要なし。若し眞に学を好まざ

れば、利戦を興ふるも何等の效なし。

然るに学生は眞に学を好むか、或は学を好まざるかあり。

故に学生は利戦を興ふるも何等の効力なきかあり。

(此の推理は、大前提の角が送言的ならず、即ち学生中には利戦を興へて

效ある第三者あり得べし。)

(ロ) 神若し存せば、有限的存在か無限的存在かあるべし。

然るに有限的存在にあらず、何と云はれば有限なるものは最高のもの云ふ

能はざればなり。然るに又無限ありといふべからず、何と云はれば、無限は

は不完成、未成品と云ふ意なるが故に、又神の概念に矛盾す。故に神存在

せず。(然るに神は有限無限と調和せる存在たるなり。)

#### 五、省略的及複合的三段論法

##### (一) 省略的三段論法

論議の迂遠に走ることをさけて、特に其の際の思考に通切なる点を等示して、他は当然これに附帯して黙認せらるべきものであるとすることとすべきものである。即ち思考の経済的進行或は修辭的必要から生ずるところの不完備なる論式を省略的三段論法といふのである。省略的三段論法には次の三種別がある。

一、大前提の省略

牛は草食動物なるが故に、白歯を有す。『すべて草食動物は白歯を有す』といふ大前提が省略されてゐる。

彼は漸く當選せり、故に、非常手段を行へるに相違ふし。『若し非常手段を行はざれば彼は當選せず』といふ大前提が省略されてゐる。

二、小前提の省略

すべて人は過ぶき能はず、故に聖人にも過なき能はず、といへば『すべて聖人も亦人なり』といふ小前提が省略されてゐる。

人は凡て缺点をもつ、だからアリストテレスも缺点をもつ、といへば、『アリストテレスも人である』といふ小前提が省略されてゐる。

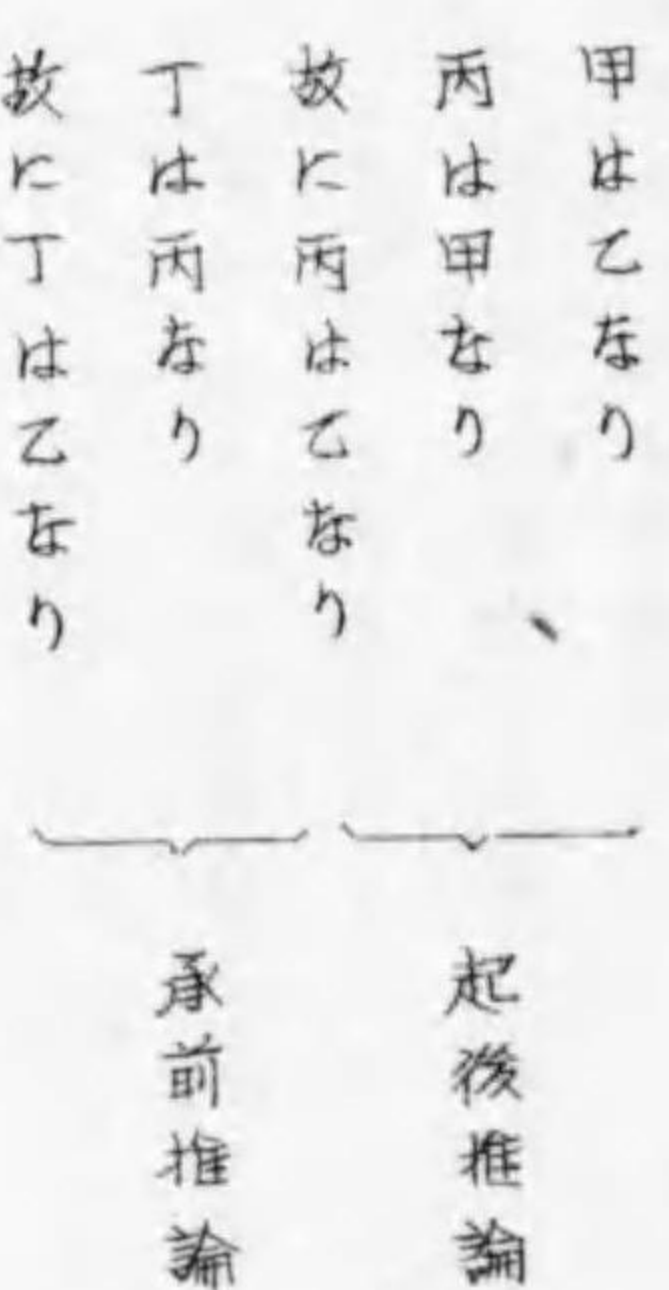
三、断案の省略

すべて虚言者は臆病なり、而して、彼は虚言者である。といへば、『彼は臆病である』といふ断案が省略されてゐる。  
すべて学生は修養に努む、而して君は学生にあらざるや。といへば、『故に君は修養に努めざるべからず』といふ断案が省略されてゐる。

(二) 複合的三段論法 (連鎖体)

一、起後及び承前推論

起後及び承前推論は相合して一つの推論を構成するもので、一方の結論が他方の前提となるのである。



人間は思惟するものなり。

アイヌも人間なり。

故にアイヌも思惟するものなり。

某はアイヌなり。

故に某も思惟するものなり。

といふが如きである。

## 二、帶證推論

帶證推論とは、前提が理由によつて證明されるものであつて、それには一つの前提だけが理由を有するのと二つの前提とも理由を有するものとの二種類がある。

(一) 一つの前提のみが理由を有するもの

MはPである。何となればAであるからである。

SはMである。

故にSはPである。

すべてアイヌは大なる理想を有せざるものである。

何となれば劣等人種であるからである。

某はアイヌである。

故に某は大なる理想を有せざるものである。

(二) 二つの前提がともに理由を有するもの。

MはPである。何となればAであるからである。

SはMである。何となればBであるからである。

故にSはPである。

すべて愛国者は国民の一致和合を望むものである。何となれば常に國家の富強ならむことを愿ふからである。

某は愛国者である。何となれば國權の拡張を圖ればである。

故に、某は國民の一致和合を望むものである。

帶證推論は二つ或は三つの推論の省略せられたるものであるから、之をして完全ならしめんとせば、左の如くならしむべきである。

すべて劣等人種は大なる理想を有せざるものなり。  
すべてアイヌは劣等人種なり。

後起推論

故に某はアイヌは大きな理想を有せざるものなり  
某はアイヌなり、

承前推論

故に某は大なる理想を有せざるものなり、

すべて國家の富強を思ふものは國民の一致和合を望むものなり、

すべて愛國者は國家の富強ならむことを思ふものなり、

故に、愛國者は國民の一致和合を望むものなり、

すべて國權の拡張を思ふものは愛國者なり、

某は國權の拡張を思ふものなり、

故に某は愛國者なり、

故に某は國民一致和合を望むものなり、

(三) 連鎖推論

三個以上の前提を聯ねて、最後に断案を下す論式にして、前進体(順進体)と背進体(逆進体)との二種がある。

(イ) 前進体(アリストテレス連鎖式)

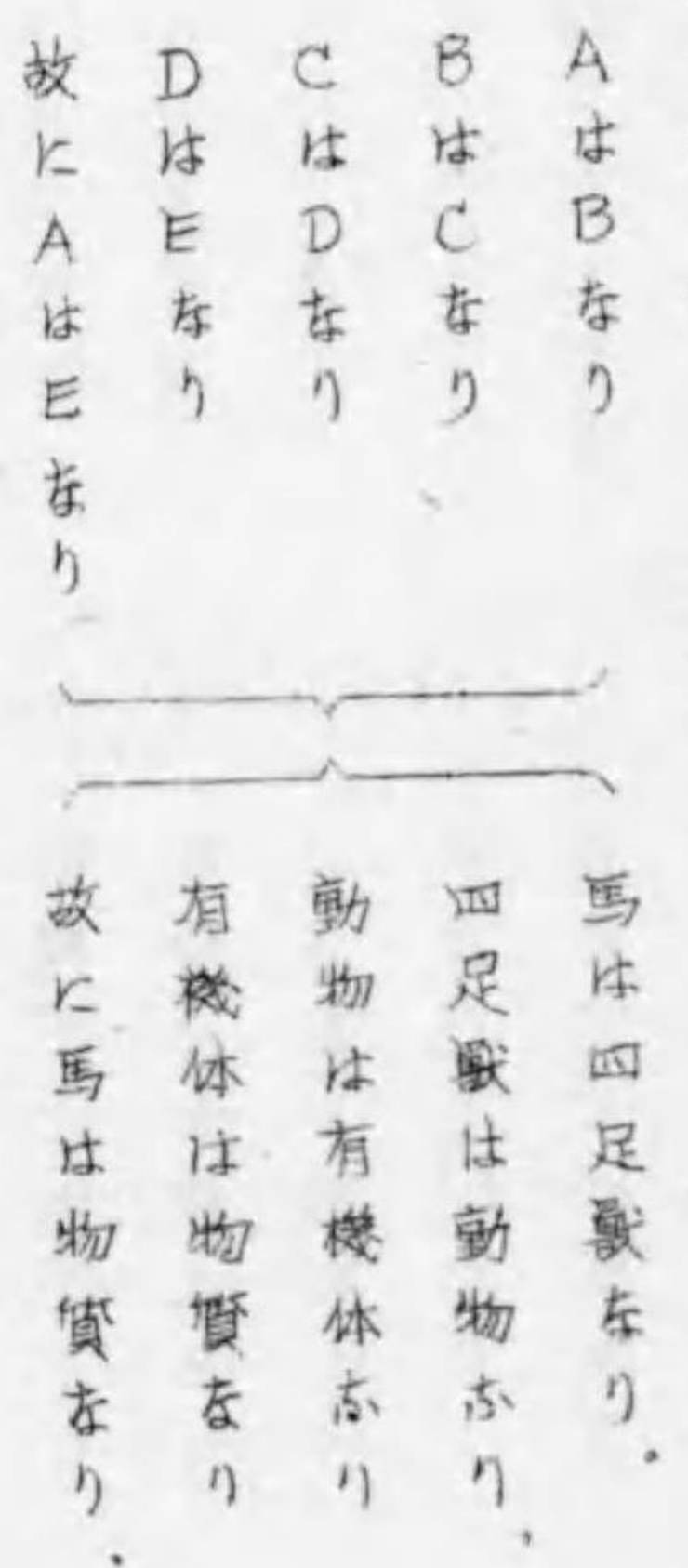
これは小前提から始まり、以下順次に一の前提の賓概念を次の前提の主概念とし、最後に断案は最初の前提の主概念をその主概念とし、最後の前提の賓概念とそれの賓概念とせる論式である。前進体は、大前提と小前提との位置が交換してはゐるが、第一格の論式の複合である。

念とし、最後に断案は最初の前提の主概念をその主概念とし、最後の前提の賓概念とそれの賓概念とせる論式である。前進体は、大前提と小前提との位置が交換してはゐるが、第一格の論式の複合である。

前進体の二法則

第一則 最初の前提の外、特稱であることを許さない。

第二則 最後の前提の外、否定であることは許さない。



(ロ) 背進体(ゴブレニウス連鎖式)

これは大前提からはじめ、以下順次に一の前提の主概念を以て次の前提の賓概念とし、かくて最後の前提の主概念を断案の主概念とし、最初の前提の賓概念を断案の賓概念とする論式である。背進体は、前進体の大小前提の順

序を逆にせるものにして、第一格論式の連鎖である。  
背進体の二法則

第一則 最初の前提の外否定であることと許されない。

第二則 最後の前提の外特稱であることを許されない。

AはBなり 有機体は物質なり

CはAなり 動物は有機体なり

DはCなり 四足獣は動物なり

EはDなり 馬は四足獣なり

故にEはBなり 故に馬は物質なり。

以上の前進体及び背進体は共に数個の省略体から成れるものにして、初めの二個の前提によつて一個の断案を生じ、其の断案と第三前提によつて更に一の断案を生じ、かくの如くして終に最後の断案に達するのである。かくして中間の断案は悉く省略されてゐる。両者の相異なるは前進体は形式上からは第四格の順序によるものである。然るに實際の推理は両者共に第一格に従ふものにして前進体に於ては二前提の位置轉換せられたるものと見るべきものである。

これを完備ならしめるときは次の如くなるのである。

(イ) 前進体

AはBなり 第一小前提

BはCなり 第一大前提

故にAはBなり 第一断案

第二小前提

CはDなり 第二大前提

故にAはDなり 第二断案

第三小前提

DはEなり 第三大前提

故にAはEなり 第三断案

(ロ) 背進体

AはBなり 第一大前提

CはAなり 第一小前提



故にCはBなり  
第一断案

DはCなり  
第二小前提

故にDはBなり  
第二断案

EはDなり  
第三小前提

故にEはBなり  
第三断案

### 第三 類比推理

定言的三段論法の第二格にありては、其の断案はレづれも否定的にして消極的なる対比作用をなすものである。二個の概念間の一致を拒否せんがためには、一個の徴表の有無にて充分である。然るにその大前提は幾多の徴表を挙示することによつて、其の主位が或る確立せる概念たるを明示し小前提に於ては其の主位概念が悉くその内容を保有せることを表示するときは、後者の主位

は前者の主位と一致し、第二格の変態として左の論式を得。

AはC<sub>1</sub>C<sub>2</sub>並にC<sub>3</sub>なり

Bも亦C<sub>1</sub>C<sub>2</sub>並にC<sub>3</sub>なり

故に、BはAなり

これは両前提共に肯定的であるから一見第二格に背くが如きも、事實は然らず。大前提の賓位は完全に主位の意義を示せるものなれば、両者の範圍は全く同一である。されば之を單純換位して第一格の形式となすことを得。正確なる断案に到達することが出る。故に之を類比的推理といふ。

既知の特殊の場合を基礎として他の特殊の場合を推定するものを類比推理、又は比論といふ。二つの事物を比較して、一事物に存する幾多の属性が他事物にも等しく存する時には、その他の属性も恐らくは相一致するならん、と推定するものにして、その論式は次の如くである。

MはPなり

SはA・B・C等にてMと等し

故に、Sは恐らくPならん。

類比推理は、既知の類比點を比較して未知の屬性に及ぼすものなれば、その斷案は蓋然的たるを免れない。而してその蓋然性があることを確めんがためには比較せられる類似性の多いといふことのみを以つて足れりとする事は出来ない。よつて次の二法則を要する。

第一則 類似点として導示せられたる諸屬性は、何れも本質的のものでなければならぬ。

第二則 推定された屬性は既知の類似してゐる諸屬性と相容れるものでなければならぬ。

### 第四、歸納推理

#### 一、歸納推理の性質

##### 一、歸納推理の意義

歸納推理は特殊の事實を前提として、普遍的・一般的原理を推知するものである。既知の個々の事物について眞なるは、該類の全体に於ても亦、眞なりと

いふ推理にして、類比推理よりも更に一步を進めたるものであるが、一般原理から特殊の場合を推進せんとする演繹推理とは思考活動の方向を異にするものである。

##### 二、歸納推理の性質

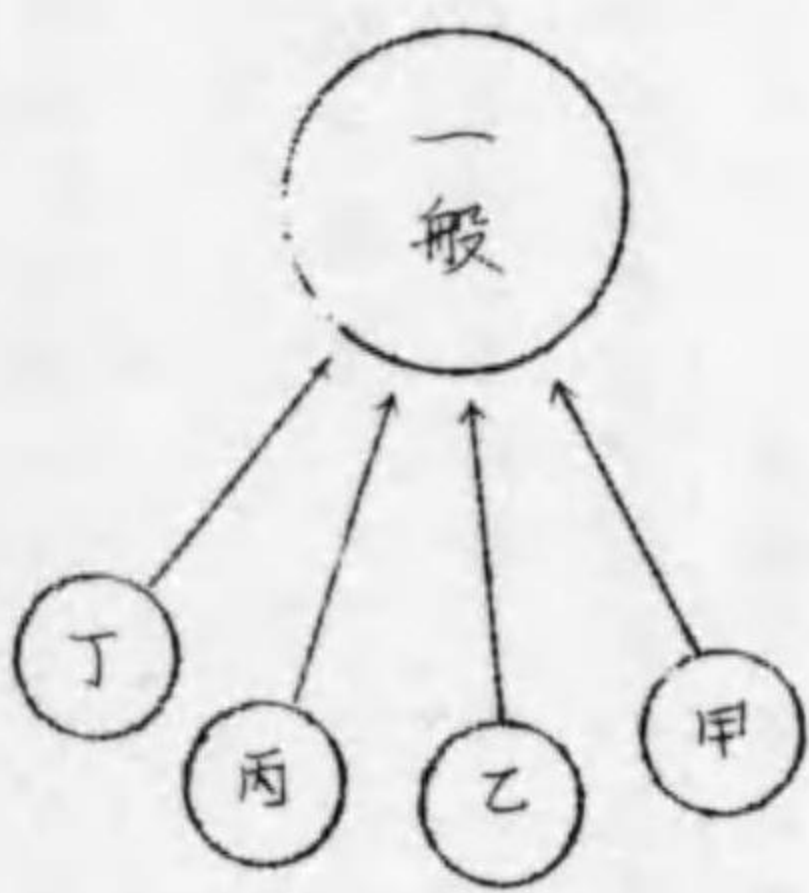
演繹推理は普遍より特殊を推知し、歸納推理は特殊より普遍を推知するものである。歸納推理を以て結果から原因を推知するものとし、或は既知より未知を推知するものとし、演繹推理は之に反するものであるとするものがある。此の見解の中、前者は眞であるが、後者は眞でない。之によれば演繹推理は未知より既知を推知することとなつて、その眞ならざることは明である。演繹推理と歸納推理とはその既知の條件を異にするのである。

演繹推理に於ては、既知の條件たるものは、普通の原理或は普遍に知られたる事實にしく、之によつて前提中に必然に包含せらるゝものを推断するのである。然るに歸納推理にあつては、既知の條件たるものは特殊の事實にして原理ではない。而して之によつて蓋然的眞理を推知するのである。故に兩者共に、既知によつて未知を推知するものにして、互に相反せるものではない。併し、

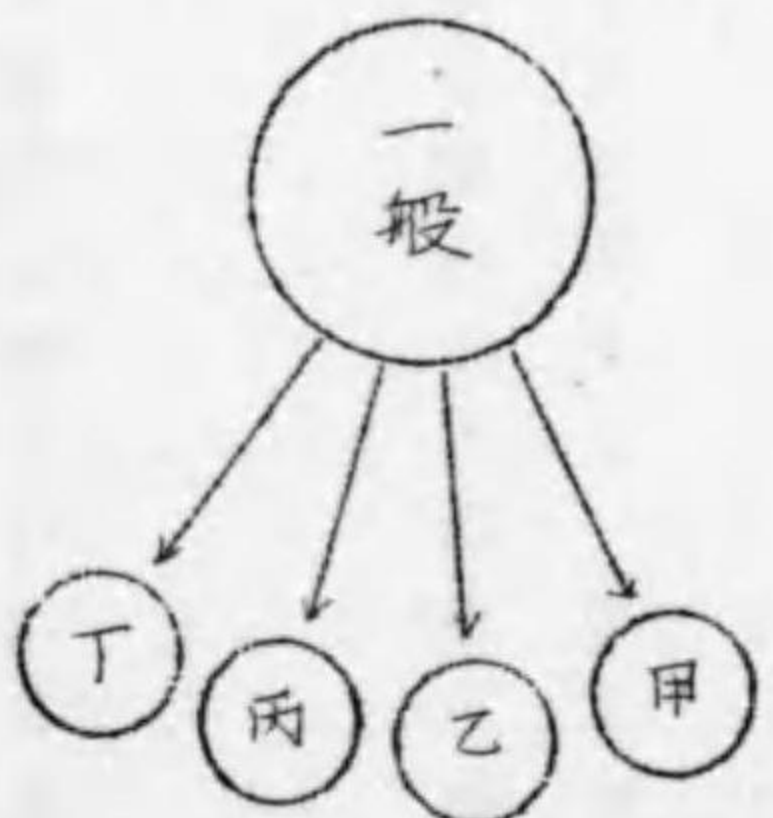
歸納推理は既知の現象と条件として、原理を発見せんとするものであるから、多くの場合に是等現象の原因を決定せんとするのである。然るに演繹推理は既に原因を知りて其の結果を推知すべきものにして、結果より原因に遡ることは許されないのである。されば此の点に於て両者は相及するものである。演繹推理に於ては断案は前提の中に包含せらるゝことを要し、決して前提以上に及ぶことを許さぬものであるが、歸納推理に於ては断案の包含するところは前提の包含する所よりも広きものである。これを図示すれば左の如し。

第九圖

歸納推理



演繹推理



### 二 完全歸納推理と不完全歸納推理

#### 一、完全歸納推理

完全歸納推理の論式

甲 乙 丙 …… は丁なり。

甲 乙 丙 …… は凡ての戊なり。

故に、凡ての戊は丁なり。

水星、金星、地球、火星、土星、海王星、天王星は太陽の周囲に楕円

形の軌道をなす。

是等の諸星は既知の全惑星なり。

故に、凡て既知の惑星は太陽の周囲に楕円形の軌道をなす。

之によつて見るに、完全歸納推理とは一類を形成せる個々の特殊事象を枚

挙して之を概括することである。單に諸個物全体を枚挙して概括せるまごに

して推理といふことは出来ない。

#### 二 不完全歸納推理

若し幾多の事実について看取するも、それを枚挙し盡すこと能はざる時は、その看取せる範圍にありては全確的断案を立し得べきも、それ以外に亘りては未だ認知せざる例外によつてその立言をして蓋然的歸結たらしむることがある。故に不完全歸納推理といふ。

### 三、歸納推理の論式及原理

#### 一、歸納推理の論式

$M_1, M_2, M_3, \dots$  はPである。  
 $M_1, M_2, M_3, \dots$  はSである。

故に、すべてのSはPである。

この論式の例は左の如し。

金、銀、銅、鉄、……は熱によりて膨脹する。

金、銀、銅、鉄、……は金属である。

故に、すべての金属は熱によりて膨脹する。

以上の例によつて示す如く、真正歸納推理は單なる枚挙・概括ではなくして、

觀察又は實驗せる個々の事実から一般法則を推知するものである。これは定言的三段論法の第三格に相当し、小概念不當周延の誤謬を犯せる如く見ゆるのである。個々の事例は必ずしもその類全体を盡して居らぬのに全確断案を推知する所以は、その事例が何れもその類を代表するに十分なる資格を具へ、その屬性がその事例の本質的屬性であることに認知するからである。

#### 二、真正歸納推理の原理

(一)因果律 一切の事件は必ず原因を有し、一切の原因は必ず結果を有する。之を因果律といふ。一切の現象ともつてたゞ存在し、生起するといふのみを以て満足せず、その然る所以の理由如何、その然る所以は何に依るかを認識せんことを要するのである。茲に於てか此の原理ある所以である。此の原理は先天的なりとする。吾人が思考するに當りて必ず之を認定せざるべからざるものである。

(二)自然齊一律 自然現象は其の性質、其の生起、一定の齊一を有し、その統一と秩序を有して一体系をなせることを理會せしめんとするのとき自然齊一律といふ。自然現象の複雑なる、而して凡ての現象は自ら一定の秩序と統一と